那須町地域防災計画

資料編

（平成２４年度修正）

那 須 町 防 災 会 議

目　次

資料編

第１章　総論関係資料

資料１－１　那須町防災会議条例 …… 1

第２章　災害予防関係資料

資料２－１　那須岳火山防災協議会運営要綱 …… 2
資料２－２　消防団の組織及び現有勢力 …… 4
資料２－３　地すべり危険箇所一覧表 …… 5
資料２－４　山地災害危険地区一覧表 …… 6
資料２－５　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 …… 10
資料２－６　土石流危険渓流一覧表 …… 12
資料２－７　雪崩危険箇所一覧表 …… 14
資料２－８　那須町水防倉庫・保有水防資材一覧表 …… 15
資料２－９　防災行政無線（移動系）配備一覧表 …… 16
資料２-10　那須町消防団緊急伝達システム配置一覧表 …… 17
資料２-11　那須町指定避難所 …… 18
資料２-12　飛行場外・緊急離着陸場一覧 …… 20
資料２-13　那須町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱 …… 21
資料２-14　那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会設置要綱 …… 22
資料２-15　那須町災害時要援護者対応マニュアル …… 23

第３章　応急対策関係資料

資料３－１　那須町災害警戒本部設置要綱 …… 41
資料３－２　那須町災害対策本部条例 …… 43
資料３－３　災害対策本部組織図 …… 44
資料３－４　災害対策本部指揮系統図 …… 45
資料３－５　栃木県火災・災害等既報要領 …… 46
資料３－６　防災行政無線体系図 …… 62
資料３－７　那須岳火山防災情報系統図 …… 63
資料３－８　避難勧告等の判断・伝達マニュアル …… 64

第４章　復旧・復興関係資料

資料４－１　那須町災害弔意金の支給等に関する条例 …… 68
資料４－２　那須町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 …… 72
資料４－３　那須町義援金配分委員会設置要綱 …… 76

資料１－１　那須町防災会議条例

（昭和 42 年 3 月 25 日条例第 5 号）

改正　昭和 52 年 12 月 24 日条例第 25 号　平成元年 6 月 21 日条例第 24 号
平成 2 年 6 月 19 日条例第 21 号　平成 4 年 6 月 16 日条例第 24 号
平成 12 年 3 月 17 日条例第 8 号　平成 24 年 12 月 5 日条例第 21 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、那須町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　那須町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
⑵　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
⑶　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
⑷　前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、町長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

⑴　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
⑵　栃木県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
⑶　栃木県警察の警察官のうちから任命する者
⑷　町長が、その部内の職員のうちから指名する者
⑸　教育長
⑹　消防長及び消防団長
⑺　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
⑻　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6　前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、2 人、2 人、14 人、5 人及び 2 人以内とする。

7　第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8　第 5 項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第 5 条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 52 年条例第 25 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年条例第 24 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 2 年条例第 21 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 4 年条例第 24 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年条例第 8 号）
この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年条例第 21 号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料２－１

那須岳火山防災協議会設置運営要綱

（目的）

第１条　那須岳における火山防災対策について、関係機関が連携して推進するため、那須岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

⑴　那須岳火山に関する周辺市町村等の防災対策及び災害応急対策の企画調整

⑵　那須岳火山活動に伴う被害の軽減を図るために必要な事項の連絡調整

⑶　その他必要と認められること

（協議会の組織）

第３条　協議会は、別表１に掲げるものをもって構成する。

２　協議会に会長を置き、那須町副町長をもって充てる。

３　会長は、協議会に関する事務を掌理する。

（協議会の開催）

第４条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会の議長は、会長がこれに当たる。

３　会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（協議会の負担金）

第５条　協議会を円滑に運営するため、協議会の構成員から負担金を徴収する。

２　負担金の額は、協議会で定める。

（事務局）

第６条　協議会の庶務を処理するため、事務局を那須町総務課に置く。

（委員会）

第７条　協議会の下に、別表２に掲げるものをもって構成する那須岳火山防災委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会に、委員長を置き、那須町総務課長をもって充てる。

３　委員会は、委員長が主宰し、次の事項について協議する。

⑴　那須岳火山に関する防災体制、情報伝達体制の確立

⑵　避難誘導体制の検討

⑶　火山防災訓練の実施

⑷　火山防災意識の啓発

⑸　その他の必要事項

４　委員会の庶務は、那須町総務課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成 14 年６月 21 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年５月 30 日から施行する。

別表１（第３条関係）那須岳火山防災協議会

会長	那須町副町長
副会長	那須塩原市副市長
委員	栃木県県民生活部危機管理監

別表２（第７条関係）那須岳火山防災委員会委員（順不同）

委員長	那須町総務課長
副委員長	那須塩原市総務課長
委員	関東森林管理局塩那森林管理署治山課長
〃	環境省
〃	宇都宮地方気象台防災業務課長
〃	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所副所長（技術）
〃	国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所副所長（技術）
〃	陸上自衛隊第12特科隊第3中隊長
〃	宮内庁那須御用邸管理事務所長
〃	那須御用邸皇宮護衛官派出所長
〃	栃木県消防防災課長
〃	栃木県消防防災課危機管理・災害対策室長
〃	栃木県砂防水資源課課長補佐
〃	栃木県県北健康福祉センター総務企画課長
〃	栃木県那須農業振興事務所那須広域ダム管理支所長
〃	栃木県大田原土木事務所長
〃	栃木県県北環境森林事務所環境部長
〃	栃木県大田原県税事務所主幹兼所長補佐
〃	栃木県企業局今市発電管理事務所板室管理支所長
〃	栃木県警警備二課課長補佐
〃	栃木県警地域課課長補佐
〃	栃木県警交通規制課課長補佐
〃	那須塩原警察署副署長
〃	那須塩原市上下水道部水道課長
〃	那須町上下水道課長
〃	黒磯那須消防組合消防長
〃	東日本電信電話(株)栃木支店災害対策室長
〃	東京電力(株)栃木支店総務部総務グループマネージャー
〃	東京電力(株)栃木北支社総務グループマネージャー
〃	電源開発(株)東日本支店沼原電力所長
〃	ネクスコ東日本那須管理事務所副所長（技術）
〃	栃木県道路公社那須管理事務所長
〃	東日本旅客鉄道(株)宇都宮地区センター所長
〃	那須ロープウェイ管理事務所長
〃	黒磯観光協会長
〃	那須町観光協会長
〃	日本赤十字社栃木県支部事業推進課長
〃	那須赤十字病院救急部長
〃	那須郡市医師会長
顧問	宇都宮大学教育学部教授中村洋一
〃	(独)防災科学技術研究所棚田俊收
オブザーバー	福島県生活環境部災害対策課主幹
〃	白河市生活環境課長
〃	西郷村住民生活課長
〃	下郷村住民生活課長

資料２－２

那須町消防団の組織及び現有勢力

那須町町長

団　長	1
副団長	2

正副団長	3

本部分	33
第１分	138
第２分	99
第３分	161
第４分	118
第５分	119

条例定数　７１５名

車両台数　　４６台

分団本部分団	
分　団　長	1
副分団長	1
分団部長	1

人員配備状況

	部長	副部長	班長	団員	合計
団本部	1	1	3	25	30

車両配備状況

タンク車	ポンプ車	積載車	軽積載車	指令車	合計
1			1	1	3

第１分団	
分　団　長	1
副分団長	1
分団部長	2

	部長	副部長	班長	団員	合計
第1部	1	2	15	41	59
第2部	1	1	7	26	35
第3部	1	1	3	10	15
第4部	1	1	5	18	25

タンク車	ポンプ車	積載車	軽積載車	指令車	合計
	1	2	1		4
		1	2		3
		1			1
		1	1		2

第２分団	
分　団　長	1
副分団長	1
分団部長	2

	部長	副部長	班長	団員	合計
第1部	1	1	4	12	18
第2部	1	1	6	23	31
第3部	1	1	3	10	15
第4部	1	1	4	10	16
第5部	1	1	3	10	15

タンク車	ポンプ車	積載車	軽積載車	指令車	合計
	1				1
1		1			2
		1			1
		1			1
		1			1

第３分団	
分　団　長	1
副分団長	1
分団部長	2

	部長	副部長	班長	団員	合計
第1部	1	1	12	32	46
第2部	1	1	9	33	44
第3部	1	1	10	22	34
第4部	1	1	7	24	33

タンク車	ポンプ車	積載車	軽積載車	指令車	合計
	1	2			3
1		1	1		3
	1	2			3
	1	1			2

第４分団	
分　団　長	1
副分団長	1
分団部長	2

	部長	副部長	班長	団員	合計
第1部	1	1	7	24	33
第2部	1	1	7	22	31
第3部	1	1	7	23	32
第4部	1	1	3	13	18

タンク車	ポンプ車	積載車	軽積載車	指令車	合計
1		1			2
	1	1			2
	1	1			2
		1			1

第５分団	
分　団　長	1
副分団長	1
分団部長	2

	部長	副部長	班長	団員	合計
第1部	1	1	7	25	34
第2部	1	1	7	18	27
第3部	1	1	7	18	27
第4部	1	1	5	20	27

タンク車	ポンプ車	積載車	軽積載車	指令車	合計
	1	1			2
	1	1			2
	1	1			2
		2			2

○階級別人員状況

団長	副団長	分団長	副分団長	分団部長	部長	副部長	班長	団員	合計
1	2	6	6	11	22	23	141	459	671

○車両別台数状況

タンク車	ポンプ車	積載車	軽積載車	指令車	合計
4	10	24	6	1	45

資料2－3

地すべり危険箇所（県県土整備部所管）一覧表

（平成22年10月現在）

整理番号	土木事務所	箇所名	位置			区域内の保全対象			備考
			郡市	町村	大字・字	人家	耕地	公共施設	
1	大田原	地蔵沢	那須郡	那須町	西原			有	S.38. 2.16　227号
2	大田原	飯盛山	那須郡	那須町	湯本				
3	大田原	鬼面山	那須郡	那須町	湯本				
4	大田原	沢口	那須郡	那須町	寄居	5	有		
5	大田原	豆沢	那須郡	那須町	寄居	3	有		
合計		5箇所				8戸			

（注）1　この一覧表は、建設省通知「地すべり危険箇所の再点検について」（建設省河傾発第40号平成8年10月4日）によるものである。
2　土木部所管の地すべり危険箇所とは、
①砂防指定地に係わるもの
②保安林、保安施設地区、土地改良事業（計画）区域の何れにも該当しないものをいう。
3　危険箇所の範囲は、地すべりにより移動している土地及びそれに隣接して将来地すべりの拡大する恐れのある土地である。
4　調査対象は、5ha（市街化区域または用途地域では3ha）以上の地すべりであって、
①渓流、河川
②鉄道、道路（迂回路の無い市町村道以上のもの）
③公共建物
④大規模なため池、用排水施設、農道、林道
⑤10戸以上の人家
⑥10ha以上の農地
に被害をおよぼす恐れのあるものである。

資料２－４　山地災害危険地区（県環境森林部所管）一覧表
（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・地すべり危険地区）

番号	危険地区区分	地区名	位置			直接保全対象施設	
			市町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類
1	山腹崩壊	網子(1)	那須町	豊原乙	那須道上		県道
2	山腹崩壊	網子(3)	那須町	豊原乙	道上	25	県道
3	山腹崩壊	大沢	那須町	高久丙	大沢	1	小学校
4	山腹崩壊	北沢	那須町	豊原丙	タカツミテニシ	1	町道
5	山腹崩壊	七曲(1)	那須町	豊原乙	中山	15	町道
6	山腹崩壊	七曲(2)	那須町	豊原乙	中山	10	町道
7	山腹崩壊	水原(1)	那須町	豊原甲	東山	20	県道
8	山腹崩壊	水原(2)	那須町	豊原甲	瀬戸山	15	県道
9	山腹崩壊	立岩(1)	那須町	寺子乙	上の原	30	町道
10	山腹崩壊	立岩(2)	那須町	寺子乙	上の原	10	町道
11	山腹崩壊	立岩(3)	那須町	寺子下	坂下	15	
12	山腹崩壊	大丸	那須町	湯本	大丸沢	10	
13	山腹崩壊	弁天	那須町	湯本	中曽根	10	県道
14	山腹崩壊	北温泉(1)	那須町	高久	西原	10	
15	山腹崩壊	北温泉(2)	那須町	湯本	西原		町道
16	山腹崩壊	高雄	那須町	湯本	ツムジガダイラ	10	
17	山腹崩壊	東滝	那須町	湯本	中曽根	10	県道
18	山腹崩壊	殺生石	那須町	湯本	古屋敷	10	県道
19	山腹崩壊	温泉神社	那須町	湯本	ツムジガダイラ	10	県道
20	山腹崩壊	元湯	那須町	元湯	ツムジガダイラ	20	県道
21	山腹崩壊	高雄股川(1)	那須町	湯本	ツムジガダイラ	10	
22	山腹崩壊	川向	那須町	湯本	古屋敷	15	県道
23	山腹崩壊	室野井(1)	那須町	高久乙	坂下		県道
24	山腹崩壊	室野井(2)	那須町	高久乙	坂下	1	県道
25	山腹崩壊	芦ノ又	那須町	高久甲	ホドクボ	12	県道
26	山腹崩壊	明神	那須町	寄居	寄居	12	国道
27	山腹崩壊	山中(2)	那須町	寄居	寄居	15	国道
28	山腹崩壊	山中(1)	那須町	寄居	寄居	15	国道
29	山腹崩壊	新川(1)	那須町	寄居	寄居	2	町道
30	山腹崩壊	新川(2)	那須町	寄居	寄居	1	町道
31	山腹崩壊	新川(3)	那須町	寄居	寄居	1	町道
32	山腹崩壊	新川(4)	那須町	寄居	寄居	2	町道
33	山腹崩壊	新川(5)	那須町	寄居	ウワネイシ		町道
34	山腹崩壊	寄居(1)	那須町	寄居	オオクボナガ	3	国道
35	山腹崩壊	平田	那須町	寄居	八幡入	1	国道
36	山腹崩壊	沢口	那須町	寄居	沢口	10	
37	山腹崩壊	脇沢	那須町	脇沢			国道
38	山腹崩壊	高瀬	那須町	横岡	ミヤゲ	10	国道
39	山腹崩壊	峰岸	那須町	横岡	ゴンゲンドウ	35	国道
40	山腹崩壊	板屋(1)	那須町	横岡	ゴヒヤマチ	2	
41	山腹崩壊	板屋(2)	那須町	芦野	マエダヤ		町道
42	山腹崩壊	板屋(3)	那須町	芦野	アルザワ	10	国道
43	山腹崩壊	荒金沢(3)	那須町	蓑沢	荒金沢	2	
44	山腹崩壊	荒金沢(2)	那須町	蓑沢	荒金沢	1	町道
45	山腹崩壊	荒金沢(1)	那須町	蓑沢	荒金沢	1	町道
46	山腹崩壊	沓石(3)	那須町	蓑沢	荒金沢	1	国道
47	山腹崩壊	沓石(2)	那須町	蓑沢	高橋	1	町道
48	山腹崩壊	沓石(1)	那須町	蓑沢	高橋	15	町道
49	山腹崩壊	大畑(1)	那須町	蓑沢	ウツオミ	15	町道
50	山腹崩壊	大ケ谷(1)	那須町	芦野	大ヶ谷	15	
51	山腹崩壊	追分(1)	那須町	蓑沢	追分	10	県道
52	山腹崩壊	追分(2)	那須町	蓑沢	追分	12	県道
53	山腹崩壊	三蔵川	那須町	大畑	シドキ		県道
54	山腹崩壊	黒川	那須町	芦野	新林	3	
55	山腹崩壊	芦野(1)	那須町	芦野	カタヤウシロ	30	国道
56	山腹崩壊	芦野(2)	那須町	芦野	ネムシヤ	30	国道
57	山腹崩壊	東岩崎 (1)	那須町	伊王野	釈迦堂	7	
58	山腹崩壊	東岩崎 (2)	那須町	東岩崎	三枚畑	20	
59	山腹崩壊	東岩崎 (3)	那須町	東岩崎	西山	10	

番号	危険地区区分	地区名	位置			直接保全対象施設	
			市町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類
60	山腹崩壊	大ケ谷(2)	那須町	蓑沢	越田	3	
61	山腹崩壊	大畑(2)	那須町	蓑沢	タカヤド	12	県道
62	山腹崩壊	蓑沢(4)	那須町	蓑沢	タカヤド	20	県道
63	山腹崩壊	蓑沢(3)	那須町	蓑沢	ゲンタウチ	15	小学校/県道
64	山腹崩壊	蓑沢(2)	那須町	蓑沢	要害山		小学校/県道
65	山腹崩壊	蓑沢(5)	那須町	大畑	下小袖	5	
66	山腹崩壊	蓑沢(7)	那須町	蓑沢	要害山	25	県道
67	山腹崩壊	蓑沢(1)	那須町	蓑沢	要害山	20	県道
68	山腹崩壊	木下(2)	那須町	蓑沢	富士山	3	町道
69	山腹崩壊	中梓(1)	那須町	伊王野	御平石	5	県道
70	山腹崩壊	中梓(2)	那須町	羽黒			県道
71	山腹崩壊	中梓(3)	那須町	羽黒		5	県道
72	山腹崩壊	山崎(6)	那須町	梓	山神	3	県道
73	山腹崩壊	山崎(5)	那須町	梓	山神	10	県道
74	山腹崩壊	山崎(4)	那須町	梓	山崎	3	県道
75	山腹崩壊	山崎(3)	那須町	梓	山崎	12	県道
76	山腹崩壊	山崎(2)	那須町	梓	中梓	10	県道
77	山腹崩壊	山崎(1)	那須町	梓	中梓	2	県道
78	山腹崩壊	山崎(7)	那須町	梓	山神	5	
79	山腹崩壊	山崎(8)	那須町	梓	山神	5	
80	山腹崩壊	山崎(9)	那須町	梓	山神	5	
81	山腹崩壊	梓林道(1)	那須町	梓	山神	1	
82	山腹崩壊	梓林道(2)	那須町	梓	山神	5	
83	山腹崩壊	沼野井新田(1)	那須町	伊王野	オオアキツ	20	町道
84	山腹崩壊	沼野井新田(2)	那須町	沼野井	新田	10	
85	山腹崩壊	伊王野(1)	那須町	伊王野	川原町	10	小学校
86	山腹崩壊	伊王野(2)	那須町	伊王野	川原町	10	
87	山腹崩壊	伊王野(3)	那須町	伊王野	沼の原	10	
88	山腹崩壊	大秋津	那須町	伊王野	釈迦堂	2	町道
89	山腹崩壊	稲沢	那須町	稲沢	根柄	5	町道
90	山腹崩壊	睦家	那須町	睦家	大町	10	国道
91	山腹崩壊	沼原(1)	那須町	伊王野	沼の原	10	国道
92	山腹崩壊	沼原(2)	那須町	伊王野	沼の原	10	国道
93	山腹崩壊	坂本	那須町	伊王野	上の内	15	国道
94	山腹崩壊	下梓(1)	那須町	伊王野	並月	10	国道
95	山腹崩壊	下梓(2)	那須町	伊王野	下平	20	国道
96	山腹崩壊	大和須(1)	那須町	大和須	江の木町	10	県道
97	山腹崩壊	大和須(2)	那須町	大和須	江の木町	10	県道
98	山腹崩壊	棚橋(1)	那須町	大和須	江の木町	5	県道
99	山腹崩壊	棚橋(2)	那須町	大和須	黒田沢	3	県道
100	山腹崩壊	棚橋(3)	那須町	大和須	中島	1	県道
101	山腹崩壊	棚橋(4)	那須町	大和須	中島	10	県道
102	山腹崩壊	棚橋(5)	那須町	大和須	中島	10	県道
103	山腹崩壊	棚橋(6)	那須町	大和須	中島	10	県道
104	山腹崩壊	棚橋(7)	那須町	伊王野	入会山	10	町道
105	山腹崩壊	入会山(1)	那須町	大和須	中島	3	県道
106	山腹崩壊	入会山(2)	那須町	大和須	中島	5	県道
107	山腹崩壊	入会山(3)	那須町	大和須	中島	5	町道
108	山腹崩壊	入会山(4)	那須町	伊王野	入会山	5	町道
109	山腹崩壊	割山沢(2)	那須町	伊王野	入会山	2	
110	山腹崩壊	大谷(2)	那須町	大島			キャンプ場
111	山腹崩壊	明神	那須町	寄居			国道
112	山腹崩壊	落合	那須町	寺子乙		1	
113	山腹崩壊	下川	那須町	寺子乙		1	
114	山腹崩壊	時庭	那須町	寺子乙		1	
115	山腹崩壊	法師畑	那須町	寺子乙		3	
116	山腹崩壊	六斗地	那須町	六斗地		1	
117	山腹崩壊	茗ケ沢	那須町	高久乙			用水路
118	山腹崩壊	何耕地	那須町	伊王野			町道
119	山腹崩壊	梁瀬	那須町	伊王野		1	
120	山腹崩壊	大ケ谷	那須町	蓑沢			町道
121	山腹崩壊	簔沢	那須町	蓑沢		4	

番号	危険地区区分	地区名	位置			直接保全対象施設	
			市町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類
122	山腹崩壊	中梓	那須町	梓		1	県道
123	山腹崩壊	町田	那須町	稲沢			用水路
124	山腹崩壊	稲沢	那須町	稲沢			県道
125	山腹崩壊	大谷(2)	那須町	大島	大島	9	町道
126	山腹崩壊	郭公沢	那須町	湯本	中曽根	10	県道
127	山腹崩壊	柏台	那須町	豊原丙	高津道西	1	
128	山腹崩壊	大深堀	那須町	高久丙	大深堀		県道
129	山腹崩壊	水原(3)	那須町	豊原甲	東山		県道
130	山腹崩壊	高雄股川(2)	那須町	湯本	ツムジガダイラ		町道
131	山腹崩壊	高久	那須町	高久甲	西久保	8	県道
132	山腹崩壊	山中(3)	那須町	寄居	寄居		国道
133	山腹崩壊	寄居(2)	那須町	寄居	滝ノ沢	5	県道
134	山腹崩壊	大平	那須町	芦野	中大平	1	県道
135	山腹崩壊	湯船	那須町	芦野	湯船	1	林道
136	山腹崩壊	大ケ谷(3)	那須町	ニノサワ	コジタ	2	町道
137	山腹崩壊	沼野井新田	那須町	沼野井	新田	1	
138	山腹崩壊	伊王野(4)	那須町	伊王野	沼ノ原	7	役場/町道
139	山腹崩壊	元湯(1)	那須町	湯本			県道
140	山腹崩壊	元湯(2)	那須町	湯本		5	県道
141	山腹崩壊	元湯(3)	那須町	湯本			町道
142	山腹崩壊	水原	那須町	豊原甲	東山		町道
143	山腹崩壊	大谷(4)	那須町	大島	大島	4	町道
144	山腹崩壊	長南寺	那須町	高久丙	道下	2	町道
145	山腹崩壊	常民夕狩	那須町	豊原乙	カワヒガシ	3	町道
146	山腹崩壊	下川(2)	那須町	寺子乙	イリヤマ	5	町道
147	山腹崩壊	大谷保育園	那須町	大島			町道
148	山腹崩壊	矢組入	那須町	稲沢	矢入組	1	県道
149	山腹崩壊	蟹沢	那須町	芦野	横岡		県道
150	山腹崩壊	茗荷沢(1)	那須町	高久乙	下阿久戸	5	
151	山腹崩壊	小羽入	那須町	寺子乙	上ノ原	10	県道
152	山腹崩壊	豊原	那須町	豊原乙			県道
153	山腹崩壊	高久(1)	那須町	高久甲		5	町道
154	山腹崩壊	芦野(3)	那須町	芦野		5	支所/県道
155	山腹崩壊	芦野(4)	那須町	芦野			小学校/県道
156	山腹崩壊	豊原(1)	那須町	豊原丙			小学校/国道
小計	156箇所						
1	崩壊土砂流出	明ばん沢	那須町	湯本	奥沢	10	
2	崩壊土砂流出	大丸	那須町	湯本	大丸沢	10	
3	崩壊土砂流出	四ツ川	那須町	湯本	新林	50	町道
4	崩壊土砂流出	金魚沢(1)	那須町	湯本	新林	10	町道
5	崩壊土砂流出	金魚沢(2)	那須町	湯本	新林	10	町道
6	崩壊土砂流出	上黒尾川	那須町	高久乙	上の原	3	県道
7	崩壊土砂流出	山中(1)	那須町	寄居	山中	10	国道
8	崩壊土砂流出	豆沢(3)	那須町	芦野	寄居	2	県道
9	崩壊土砂流出	豆沢(2)	那須町	寄居	寄居	3	市道
10	崩壊土砂流出	豆沢(1)	那須町	寄居	寄居	3	町道
11	崩壊土砂流出	新川	那須町	寄居	寄居	2	町道
12	崩壊土砂流出	東山沢	那須町	寄居	寄居	2	
13	崩壊土砂流出	沢口(1)	那須町	寄居	沢口	10	
14	崩壊土砂流出	沢口(3)	那須町	寄居	東山沢	10	
15	崩壊土砂流出	沢口(2)	那須町	寄居	沢口	10	
16	崩壊土砂流出	板屋	那須町	芦野	板屋	2	町道
17	崩壊土砂流出	荒金沢(1)	那須町	蓑沢	荒金沢	2	
18	崩壊土砂流出	荒金沢(2)	那須町	蓑沢	荒金沢	5	町道
19	崩壊土砂流出	追分	那須町	蓑沢	追分		県道
20	崩壊土砂流出	シドキ沢	那須町	大畑	シドキ		県道
21	崩壊土砂流出	山ノ神(2)	那須町	梓	山神		町道
22	崩壊土砂流出	原の入	那須町	芦野	唐木田	10	国道
23	崩壊土砂流出	羽黒(1)	那須町	伊王野	羽黒	7	県道
24	崩壊土砂流出	羽黒(2)	那須町	伊王野	羽黒	2	県道
25	崩壊土砂流出	羽黒(3)	那須町	伊王野	羽黒		県道

番号	危険地区区分	地区名	位置			直接保全対象施設	
			市町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類
26	崩壊土砂流出	羽黒(4)	那須町	伊王野	御平石		県道
27	崩壊土砂流出	大畑	那須町	蓑沢	高戸屋	10	県道
28	崩壊土砂流出	小倉沢	那須町	大畑	大町	20	
29	崩壊土砂流出	蓑沢(2)	那須町	大畑	大町	5	
30	崩壊土砂流出	蓑沢(1)	那須町	大畑	上小袖		町道
31	崩壊土砂流出	蓑沢(4)	那須町	大畑	上小袖		町道
32	崩壊土砂流出	山ノ神(1)	那須町	梓	山神	5	県道
33	崩壊土砂流出	北向沢	那須町	梓	山神	10	町道
34	崩壊土砂流出	ホヤギ沢(1)	那須町	梓	山神	5	
35	崩壊土砂流出	ホヤギ沢(2)	那須町	梓	山神	5	
36	崩壊土砂流出	タツメ沢	那須町	梓	山神	5	
37	崩壊土砂流出	ドロブ沢	那須町	大和須	中島	5	
38	崩壊土砂流出	六号山	那須町	大和須	中島	5	
39	崩壊土砂流出	入会山	那須町	伊王野	入会山	10	市道
40	崩壊土砂流出	下駄小屋沢	那須町	伊王野	入会山	5	
41	崩壊土砂流出	川中子沢	那須町	伊王野	川名子	10	県道
42	崩壊土砂流出	ゴンゲン沢	那須町	大和須	中島	6	県道
43	崩壊土砂流出	正入沢	那須町	伊王野	入会山	6	市道
44	崩壊土砂流出	崖向	那須町	伊王野	入会山	5	
45	崩壊土砂流出	大文字沢	那須町	伊王野	入会山	3	
46	崩壊土砂流出	割山沢(1)	那須町	伊王野	入会山	1	
47	崩壊土砂流出	割山沢(2)	那須町	伊王野	入会山	5	
48	崩壊土砂流出	割山沢(3)	那須町	伊王野	川名子	5	
49	崩壊土砂流出	三和賀沢	那須町	那須町		165	
50	崩壊土砂流出	カロウ沢	那須町	那須町			町営牧場
51	崩壊土砂流出	大谷Ⅰ	那須町	那須町			町営牧場
52	崩壊土砂流出	追分(2)	那須町	大畑		32	県道
53	崩壊土砂流出	山の神(1)	那須町	那須町			県道
54	崩壊土砂流出	フチバ沢	那須町	大島	大島		県道
55	崩壊土砂流出	シドキ沢Ⅱ	那須町	大畑	シドキ	6	県道
56	崩壊土砂流出	西滝沢	那須町	湯本	平石	10	県道
57	崩壊土砂流出	川中子	那須町	伊王野	川中子	3	県道
58	崩壊土砂流出	滝沢	那須町	伊王野	川名子	3	県道
59	崩壊土砂流出	ドロブ沢Ⅱ	那須町	梓	山神	3	林道
60	崩壊土砂流出	ドロブ沢Ⅲ	那須町	梓	山神	3	林道
61	崩壊土砂流出	苦戸川	那須町	湯本	中曽根		県道
62	崩壊土砂流出	高雄股川	那須町	湯本	ツムジケタイタ		県道
63	崩壊土砂流出	脇沢	那須町	寄居	大	8	国道
64	崩壊土砂流出	湯船沢	那須町	芦野	湯船	1	林道
65	崩壊土砂流出	蓑沢	那須町	簔沢	ゲンタウチ	5	小学校/県道
66	崩壊土砂流出	七ツ岩	那須町	那須町			町道
67	崩壊土砂流出	寄居	那須町	寄居		30	小学校/県道
68	崩壊土砂流出	旗鉾	那須町	豊原甲	ウエノダイ	10	町道
69	崩壊土砂流出	打尾木	那須町	簔沢	鈴ヶ沢	13	町道
70	崩壊土砂流出	大谷	那須町	大島	大島		町道
71	崩壊土砂流出	山中	那須町	寄居	ホウシタクボ		国道
72	崩壊土砂流出	旗鉾(2)	那須町	富岡	大久保		町道
73	崩壊土砂流出	中島	那須町	大和須	中島	1	林道
74	崩壊土砂流出	オキナ沢	那須町	梓	山神	3	
75	崩壊土砂流出	北向沢入口	那須町	梓	山神	2	
76	崩壊土砂流出	蓑沢(6)	那須町	簔沢	源太内	8	県道
77	崩壊土砂流出	ヤバ沢２	那須町	梓	山神	3	
78	崩壊土砂流出	山の神(2)	那須町	梓	山神		県道
小計	78箇所						
1	地すべり	高雄	那須町	湯本		10	浄水場
小計	1箇所						

資料２－５　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
（「Ⅰ」：人家５戸以上等の箇所、「Ⅱ」：人家１～４戸の箇所　詳細は資料末参照）

(1)急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ・自然）　(平成22年10月現在)

箇所番号	箇所名	郡・市	町・村	大字	小字	人家戸数	公共建物	急傾斜地崩壊危険区域指定	土砂災害警戒区域指定
1	大丸温泉	那須郡	那須町	湯本	大丸		有		H21. 2.24　119号
2	弁天温泉	那須郡	那須町	湯本	八幡崎		有		H21. 2.24　119号
3	北温泉	那須郡	那須町	湯本	北湯		有		H21. 2.24　119号
4	駐車場	那須郡	那須町	湯本	本町	4	有		H21. 2.24　119号
5	石雲荘脇	那須郡	那須町	湯本	本町	10	有		H21. 2.24　119号
6	元湯	那須郡	那須町	湯本	元湯	2	有		H21. 2.24　119号
7	グランド下	那須郡	那須町	湯本	大町	2	有		H21. 2.24　119号
8	湯川屋下	那須郡	那須町	湯本	大町	3	有		H21. 2.24　119号
9	川向町	那須郡	那須町	湯本	川向町	11	有		H21. 2.24　119号
10	旭町	那須郡	那須町	湯本	旭町	5	有	H 3. 3.29　271号 H12. 1.14　15号	H21. 2.24　119号
11	観光ホテル前	那須郡	那須町	湯本	仲町	11	有		H21. 2.24　119号
12	芦野	那須郡	那須町	芦野	中町	12	有	S55.10.24　1022号 H 2. 7.27　535号	H21. 2.24　119号
13	東岩崎	那須郡	那須町	伊王野	東岩崎	6			H21. 2.24　119号
14	七曲	那須郡	那須町	豊原乙	七曲	5		S57. 8.27　795号	H21. 2.24　119号
15	中重	那須郡	那須町	豊原甲	成沢	5			H21. 2.24　119号
16	旗鉾	那須郡	那須町	豊原甲	旗鉾	5			H21. 2.24　119号
17	峯岸	那須郡	那須町	横岡	峰岸	3	有		H21. 2.24　119号
18	内尾木	那須郡	那須町	蓑沢	内尾木	7			H21. 2.24　119号
19	寺前	那須郡	那須町	伊王野	沼野原	8			H21. 2.24　119号
20	追分	那須郡	那須町	大畑	追分	6			H21. 2.24　119号
21	正福寺	那須郡	那須町	伊王野	河原町	6		H16. 7.30　425号	H21. 2.24　119号
22	成沢	那須郡	那須町	豊原甲	成沢	16	有		H21. 2.24　119号
23	下平	那須郡	那須町	梓	下平	6			H21. 2.24　119号
24	堀の内	那須郡	那須町	大和須	堀の内	5	有		H21. 2.24　119号
25	蓑沢	那須郡	那須町	蓑沢	蓑沢	4	有		H21. 2.24　119号
26	高雄Ａ	那須郡	那須町	湯本	高雄		有		H21. 2.24　119号
27	西町Ａ	那須郡	那須町	湯本	西町	6			H21. 2.24　119号
28	遅山町Ｅ	那須郡	那須町	高久乙	遅山町	12			H21. 2.24　119号
29	遅山町Ｆ	那須郡	那須町	高久乙	遅山町	6			H21. 2.24　119号
30	遅山町Ｇ	那須郡	那須町	高久乙	遅山町		有		H21. 2.24　119号
31	遅山町Ｉ	那須郡	那須町	高久乙	遅山町	11			H21. 2.24　119号
32	松子Ａ	那須郡	那須町	高久甲	松子	6			H21. 2.24　119号
33	松子B	那須郡	那須町	高久甲	松子		有		H21. 2.24　119号
34	北沢Ａ	那須郡	那須町	高久丙	北沢	14			H21. 2.24　119号
35	水原Ａ	那須郡	那須町	豊原甲	水原	7			H21. 2.24　119号
36	蓑沢B	那須郡	那須町	蓑沢	蓑沢	5			H21. 2.24　119号
37	新道Ａ	那須郡	那須町	芦野	新道	2	有	H22. 1. 5　2号	H21. 2.24　119号
38	峯岸Ａ	那須郡	那須町	横岡	峯岸	6			H21. 2.24　119号

(2)急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ・自然）　(平成22年10月現在)

箇所番号	箇所名	郡・市	町・村	大字	小字	人家戸数	公共建物	急傾斜地崩壊危険区域指定	土砂災害警戒区域指定
1	室ノ井	那須郡	那須町	高久乙		2			
2	棚橋	那須郡	那須町	大和須		2			
3	三蔵川橋南	那須郡	那須町	伊王野	伊王野	2			
4	沼野原	那須郡	那須町	伊王野	沼野原	3			
5	下平２	那須郡	那須町	梓	下平	3			
6	高雄Ａ	那須郡	那須町	湯本	高雄	2			
7	西町B	那須郡	那須町	湯本	西町	3			
8	遅山町Ａ	那須郡	那須町	高久乙	遅山町	1			
9	遅山町B	那須郡	那須町	高久乙	遅山町	2			
10	遅山町Ｃ	那須郡	那須町	高久乙	遅山町	1			
11	遅山町Ｄ	那須郡	那須町	高久乙	遅山町	2			
12	遅山町Ｈ	那須郡	那須町	高久乙	遅山町	3			
13	薫中Ａ	那須郡	那須町	高久乙	薫中	1			
14	田代Ａ	那須郡	那須町	高久乙	田代	1			
15	芦ノ又Ａ	那須郡	那須町	高久甲	芦ノ又	1			
16	西原Ａ	那須郡	那須町	高久丙	西原	2			
17	大日向Ａ	那須郡	那須町	高久丙	大日向	4			

箇所番号	箇所名	郡・市	町・村	大字	小字	人家戸数	公共建物	急傾斜地崩壊危険区域指定	土砂災害警戒区域指定
18	綱子Ａ	那須郡	那須町	豊原乙	綱子	4			
19	七曲Ａ	那須郡	那須町	豊原乙	七曲	4			
20	旗鉾Ａ	那須郡	那須町	豊原甲	旗鉾	2			
21	山中大久保Ａ	那須郡	那須町	寄居	山中大久保	4			
22	寄居本郷Ａ	那須郡	那須町	寄居	寄居本郷	4			
23	豆沢Ａ	那須郡	那須町	寄居	豆沢	1			
24	豆沢B	那須郡	那須町	寄居	豆沢	1			
25	豆沢Ｃ	那須郡	那須町	寄居	豆沢	1			
26	沢口Ａ	那須郡	那須町	寄居	沢口	1			
27	追分Ａ	那須郡	那須町	大畑	追分	2			
28	荒金沢Ａ	那須郡	那須町	大畑	荒金沢	1			
29	荒金沢B	那須郡	那須町	大畑	荒金沢	1			
30	沓石Ａ	那須郡	那須町	大畑	沓石	1			
31	沓石B	那須郡	那須町	大畑	沓石	1			
32	大ヶ谷Ａ	那須郡	那須町	蓑沢	大ヶ谷	1			
33	大ヶ谷B	那須郡	那須町	蓑沢	大ヶ谷	2			
34	蓑沢Ｃ	那須郡	那須町	蓑沢	蓑沢	3			
35	蓑沢Ｄ	那須郡	那須町	蓑沢	蓑沢	2			
36	蓑沢Ｅ	那須郡	那須町	蓑沢	蓑沢	2			
37	下平Ａ	那須郡	那須町	梓	下平	1			
38	下平B	那須郡	那須町	梓	下平	3			
39	中梓Ａ	那須郡	那須町	梓	中梓	1			
40	山崎Ａ	那須郡	那須町	梓	山崎	1			
41	山崎B	那須郡	那須町	梓	山崎	1			
42	山崎Ｃ	那須郡	那須町	梓	山崎	2			
43	山崎Ｄ	那須郡	那須町	梓	山崎	1			
44	山崎Ｅ	那須郡	那須町	梓	山崎	1			
45	棚橋Ａ	那須郡	那須町	大和須	棚橋	1			
46	棚橋B	那須郡	那須町	大和須	棚橋	1			
47	棚橋Ｃ	那須郡	那須町	大和須	棚橋	1			
48	棚橋Ｄ	那須郡	那須町	大和須	棚橋	1			
49	棚橋Ｅ	那須郡	那須町	大和須	棚橋	1			
50	棚橋Ｆ	那須郡	那須町	大和須	棚橋	1			
51	棚橋Ｇ	那須郡	那須町	大和須	棚橋	1			
52	棚橋Ｈ	那須郡	那須町	大和須	棚橋	1			
53	夫婦石Ａ	那須郡	那須町	芦野	夫婦石	1			
54	夫婦石Ａ	那須郡	那須町	芦野	夫婦石	2			
55	沼野井Ａ	那須郡	那須町	沼野井		1			
56	梁瀬Ａ	那須郡	那須町	梁瀬	梁瀬	3			
57	矢組Ａ	那須郡	那須町	稲沢	矢組	1			
58	長源寺Ａ	那須郡	那須町	伊王野	伊王野	1			
59	上郷Ａ	那須郡	那須町	伊王野	上郷	2			

（注）

1　この一覧表は、建設省通知「急傾斜地崩壊危険箇所等の再点検について」（建設省河傾発第１１２号平成１１年１１月３０日）により関係市町村及び関係土木事務所に依頼して実施した調査に拠るものである。

2　調査対象箇所は急傾斜地（「人工がけ」）を含む。）で下記の各号に該当するものを調査の対象とする。

（１）「急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）」とは、被害想定区域内に人家５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）。

（２）「急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）」とは、被害想定区域内に人家が１～４戸の場合。

※「急傾斜地」とは、地表面が水平面に対して３０°以上の角度をなす土地で、その高さが５m以上あるもの。

資料２－６　土石流危険渓流一覧表
（「Ⅰ」：人家５戸以上等の箇所、「Ⅱ」：人家１～４戸の箇所　詳細は資料末参照）

(1)土石流危険渓流（Ⅰ）　（平成22年10月現在）

整理番号	河川名			位置			保全対象区域		土砂災害警戒区域指定
	水系名	幹川名	渓流名	郡・市	町・村	大字・字	人家戸数	公共建物	
1	那珂川	奈良川	揚源寺沢	那須郡	那須町	芦野　芦野	15	有	H21. 2.24　119号
2	那珂川	奈良川	寄居二号沢	那須郡	那須町	横岡　寄居本郷	3	有	H21. 2.24　119号
3	那珂川	奈良川	板屋沢	那須郡	那須町	横岡　板屋	10	有	H21. 2.24　119号
4	那珂川	奈良川	寄居沢	那須郡	那須町	寄居　寄居本郷	7		H21. 2.24　119号
5	那珂川	奈良川	山中沢	那須郡	那須町	寄居　山中	5	有	H21. 2.24　119号
6	那珂川	那珂川	高雄股川	那須郡	那須町	高久乙　柳沢	36	有	
7	那珂川	苦戸川	苦戸川	那須郡	那須町	高久丙		有	H21. 2.24　119号
8	那珂川	白戸川	大丸沢	那須郡	那須町	高久丙	13	有	H21. 2.24　119号
9	那珂川	余笹川	余笹二号沢	那須郡	那須町	大島		有	H21. 2.24　119号
10	那珂川	三蔵川	上大畑沢	那須郡	那須町	大畑　大畑	7		H21. 2.24　119号
11	那珂川	三蔵川	小倉沢	那須郡	那須町	大畑　大畑	7		H21. 2.24　119号
12	那珂川	三蔵川	追分二号沢	那須郡	那須町	大畑　追分	5		H21. 2.24　119号
13	那珂川	三蔵川	追分一号沢	那須郡	那須町	大畑　追分	7		H21. 2.24　119号
14	那珂川	大和須川	下駄小屋沢	那須郡	那須町	大和須　棚橋	5		H21. 2.24　119号
15	那珂川	湯川	高雄沢	那須郡	那須町	湯本　元湯町	39	有	H21. 2.24　119号
16	那珂川	余笹川	余笹川	那須郡	那須町	湯本　北温泉		有	H21. 2.24　119号
17	那珂川	三蔵川	木下沢	那須郡	那須町	蓑沢　蓑沢	15		H21. 2.24　119号
18	那珂川	三蔵川	蓑沢一号沢	那須郡	那須町	蓑沢　蓑沢	14	有	H21. 2.24　119号
19	那珂川	三蔵川	下門沢	那須郡	那須町	蓑沢　蓑沢		有	H21. 2.24　119号
20	那珂川	三蔵川	蓑沢二号沢	那須郡	那須町	蓑沢　蓑沢	7		H21. 2.24　119号

(1)土石流危険渓流（Ⅱ）　（平成22年10月現在）

整理番号	河川名			位置			保全対象区域		土砂災害警戒区域指定
	水系名	幹川名	渓流名	郡・市	町・村	大字・字	人家戸数	公共建物	
1	那珂川	木下川	大ケ谷沢	那須郡	那須町	芦沢字大ケ谷	2		
2	那珂川	奈良川	下芦野沢	那須郡	那須町	芦野字下芦町	3		
3	那珂川	奈良川	芦野中沢	那須郡	那須町	芦野字唐木田	4		
4	那珂川	三蔵川	下平沢A	那須郡	那須町	梓字下平	4		
5	那珂川	梓川	山崎二号沢	那須郡	那須町	梓字山崎	3		
6	那珂川	梓川	山崎三号沢	那須郡	那須町	梓字山崎	4		
7	那珂川	梓川	北何沢	那須郡	那須町	梓字山崎	4		
8	那珂川	梓川	山崎沢	那須郡	那須町	梓字山崎	2		
9	那珂川	梓川	二号ドロブ沢	那須郡	那須町	梓字山崎	2		
10	那珂川	梓川	ドロブ沢	那須郡	那須町	梓字山崎	1		
11	那珂川	三蔵川	中梓二号沢	那須郡	那須町	梓字中梓	3		
12	那珂川	三蔵川	大ヶ谷沢A	那須郡	那須町	梓字木下	1		
13	那珂川	三蔵川	大ヶ谷沢B	那須郡	那須町	梓字木下	1		
14	那珂川	三蔵川	大ヶ兄沢B	那須郡	那須町	梓字木下	1		
15	那珂川	奈良川	寄居三号沢	那須郡	那須町	横岡字寄居本郷	2		
16	那珂川	奈良川	中重沢	那須郡	那須町	横岡字中重	3		
17	那珂川	奈良川	枝木沢A	那須郡	那須町	横岡字板屋	1		
18	那珂川	奈良川	大沢	那須郡	那須町	寄居字山中	1		
19	那珂川	奈良川	沢口沢	那須郡	那須町	寄居字沢口	2		
20	那珂川	奈良川	豆沢A	那須郡	那須町	寄居字豆沢	1		
21	那珂川	奈良川	豆沢	那須郡	那須町	寄居字豆沢	1		
22	那珂川	奈良川	本郷沢	那須郡	那須町	寄居字本郷	3		H21. 2.24　119号
23	那珂川	苦戸川	苦戸二号沢	那須郡	那須町	高久丙	4		
24	那珂川	三蔵川	上郷沢	那須郡	那須町	沼の原	2		
25	那珂川	三蔵川	荒金沢A	那須郡	那須町	大畑字荒金沢	1		
26	那珂川	荒金沢川	荒金沢沢	那須郡	那須町	大畑字荒金沢	1		
27	那珂川	三蔵川	打尾木沢A	那須郡	那須町	大畑字打尾木	2		
28	那珂川	三蔵川	打尾木沢A	那須郡	那須町	大畑字打尾木	1		

整理番号	河川名			位置			保全対象区域		土砂災害警戒区域指定
	水系名	幹川名	渓流名	郡・市	町・村	大字・字	人家戸数	公共建物	
29	那珂川	三蔵川	舟城沢	那須郡	那須町	大畑字打尾木	1		
30	那珂川	三蔵川	下大畑沢	那須郡	那須町	大畑字大畑	4		
31	那珂川	大和須川	棚橋一号沢	那須郡	那須町	大和字棚橋	2		
32	那珂川	大和須川	大和須沢	那須郡	那須町	大和須字棚橋	2		
33	那珂川	大和須川	下駄小屋三号沢	那須郡	那須町	大和須字棚橋	2		
34	那珂川	大和須川	下駄小屋一号沢	那須郡	那須町	大和須字棚橋	2		
35	那珂川	大和須川	下駄小屋四号沢	那須郡	那須町	大和須字棚橋	2		
36	那珂川	大和須川	川中子沢	那須郡	那須町	大和須字棚橋	2		
37	那珂川	三蔵川	蓑沢Ａ	那須郡	那須町	簔沢字簔沢	4		

（注）

1　この一覧表は、建設省通知「土石流危険渓流および土石流危険区域調査の実施について」（建設省河傾発第２０号平成１１年４月１６日）により関係市町村及び関係土木事務所に依頼して実施した調査に拠るものである。

2　調査対象箇所は、保全対象区域内に下記の各号に該当するものがあるもの。

（1）「土石流危険渓流（Ⅰ）」とは、保全対象区域内に人家５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）。

（2）「土石流危険渓流（Ⅱ）」とは、保全対象区域内に人家が１～４戸の場合。

資料２－７　雪崩危険箇所一覧表

(1)県土整備部所管分　　（平成２２年１０月現在）

箇所番号	箇所名	位置			人家(戸)	公共的建物の有無	摘要
		郡・市	町・村	大　字			
1	七曲	那須郡	那須町	七曲	10		
2	中重－１	那須郡	那須町	中重	5		
3	水原－１	那須郡	那須町	豊原甲　水原	6		
4	旗鉾	那須郡	那須町	旗鉾	5		
5	峯岸	那須郡	那須町	峯岸	4	有	
6	芦野	那須郡	那須町	仲町	30	有	
7	東岩崎	那須郡	那須町	東岩崎	5		
8	追分－１	那須郡	那須町	追分	7		
9	打尾木	那須郡	那須町	大畑	8		
10	簑沢	那須郡	那須町	簑沢　蓑沢	8		
11	中梓	那須郡	那須町	梓　中梓	15	有	
12	伊王野	那須郡	那須町	伊王野	5		
13	棚橋－１	那須郡	那須町	大和須	5		
14	大和須－１	那須郡	那須町	大和須　大和須	7	有	
15	沼の原	那須郡	那須町	伊王野	5		
16	寺前	那須郡	那須町	伊王野	10	有	
17	大丸温泉	那須郡	那須町	大丸		有	
18	弁天温泉	那須郡	那須町	小幡崎		有	
19	北温泉	那須郡	那須町	湯本　北		有	
20	石雲荘脇	那須郡	那須町	湯本	91		
21	元湯町川向町	那須郡	那須町	湯本	42	有	
合計	21箇所						

(注)

１．この一覧表は、旧建設省通知「雪崩危険箇所の再点検」（建設省河傾発第４号、平成１２年２月１６日）により関係市町村及び関係土木事務所に依頼して実施した調査に拠るものである。

２．調査対象地域は豪雪地帯対策特別措置法第２条第１項（昭和３８年１１月１日、総理府告示第４３号）により豪雪地帯に指定された日光市（旧日光市、旧藤原町、旧栗山村）、那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町）、那須町の２市１町である。なお、対象箇所は、下記の各号に該当するものを、調査の対象とする。

(1)雪崩により人家５戸以上（公共的建物を含む）に被害を及ぼすおそれのあるもの。

(2)公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあるもの。なお、本調査において「雪崩危険箇所」とは、斜面が水平面に対して１８°以上の角度をなす土地で、その高さが１０ｍ以上あるもの。

(2)林務部所管分　　（平成２２年１０月現在）

箇所番号	箇所名	位置			直接保全対象施設	
		郡・市	町・村	字	人家戸数	公共施設･種類
1	湯本(1)	那須	那須	湯本		御用邸温泉
2	湯本(2)	那須	那須	湯本		
3	湯本(3)	那須	那須	高久丙		町道
4	中曽根	那須	那須	湯本		スキー場／県道
合計	4箇所					

資料２－８　那須町水防倉庫・保有水防資材一覧表

倉　庫　名			黒田原	伊王野	大島	湯本	芦野	計
所　在　地			余笹公園	沓掛	大島ｺﾐｭﾆﾃｨ	湯本支所	芦野支所	
器具資材		単位	保　有　数					
器具	掛矢	丁	5	5	5	5	5	２５
	ノコギリ	〃	5	5	5	5	5	２５
	ツルハシ	〃	5	5	5	5	5	２５
	スコップ	〃	２０	２０	２０	２０	２０	１００
	なた	〃	5	5	5	5	5	２５
	しの	〃	１０	１０	１０	１０	１０	５０
	かま	〃	5	5	5	5	5	２５
	番線ｶｯﾀｰ	〃	3	3	3	3	3	１５
	ペンチ	〃	2	2	2	2	2	１０
	照明器具	台	1	1	1	1	1	5
	発電機	〃	1	1	1	1	1	5
	チェンソー	〃	1	1	1	1	1	5
	一輪車	〃	1	1	1	1	1	5
資材	土のう袋	袋	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
	防水シート	枚	１０	１０	１０	１０	１０	５０
	杭鉄木	本	７０	７０	７０	７０	７０	３５０
	鉄線	巻	2	2	2	2	2	１０
	トラロープ (9mm×100m)	巻	3	3	3	3	3	１５
	ﾗｲﾌｼﾞｬｹｯﾄ	着	6	6	6	6	6	３０
	救助用ロープ (50m)	巻	2	2	2	2	2	１０
	炊き出し器一式	個	1					1
	折りたたみﾘﾔｶｰ	台	1					1

資料２－９ 防災行政無線（移動系）配備一覧表

形態	呼出名称		所属課名	グループ番号	個別呼出
車載型	なす	1	総務課	01	001
	なす	2	総務課	02	002
	なす	3	上下水道課	03	003
	なす	4	建設課	04	004
	なす	5	農林振興課	05	005
車携帯型	なす	6	住民生活課	06	006
	なす	7	学校教育課	07	007
可搬型	なす	111	総務課（湯本支所）	01	111
	なす	112	総務課（芦野支所）	01	112
	なす	113	総務課（伊王野支所）	01	113
	なす	114	総務課（伊王野支所）	01	114
	なす	311	上下水道課	03	311
	なす	411	建設課	04	411
	なす	412	建設課	05	412
	なす	511	農林振興課	06	511
	なす	101	総務課	01	101
	なす	102	総務課	02	102
	なす	103	総務課	03	103
	なす	201	総務課	02	201
	なす	202	総務課	02	202
	なす	301	上下水道課	03	301
	なす	302	上下水道課	03	302
	なす	401	建設課	04	401
	なす	402	建設課	04	402
	なす	501	農林振興課	05	501
	なす	502	農林振興課	05	502
	なす	601	保健福祉課	06	601
	なす	602	保健福祉課	06	602
	なす	701	学校教育課	07	701
	なす	702	学校教育課	07	702

資料２－10　那須町消防団緊急伝達システム配置一覧表

平成２５年３月現在

No.	分団	部名	地区名	場所	No.	分団	部名	地区名	場所
1	1分団	1部	本町	那須消防署	33	4分団	1部	小島	４－１詰所
2			相生町	那須町役場	34			大島	４－１詰所
3			新黒田	１－１詰所	35			戸能	戸能公民館南
4			上川	１－１詰所	36			穂積	穂積公民館北側
5			法師畑	桑名宅北側	37		2部	高久本郷	野州園南側
6		2部	逃室	１－２詰所	38			新高久	４－２詰所
7			松沼	１－２詰所	39			菱喰内	４－２詰所
8			高津	１－２詰所	40			山梨子	山梨子公民館南
9		3部	成沢	集落ｾﾝﾀｰ南側	41		3部	田中	４－３詰所
10			追田原	弥追公民館北側	42			新田	４－３詰所
11		4部	夕狩	１－４詰所	43			時庭	落合公民館南
12			二枚橋	１－４詰所	44			下川	下川公民館
13	2分団	1部	下芦野	２－１詰所	45		4部	松子	４－４公民館
14		2部	芦野横町	芦野支所北側	46			大日向	大日向公民館
15			芦野仲町	町営駐車場	47	5分団	1部	湯本	いこいの家入口
16		3部	富岡	富岡公民館	48			勝占園	５－１詰所
17		4部	峰岸	２－４詰所	49		2部	横沢	５－２詰所
18			高瀬	２－４詰所	50			室野井	５－２詰所
19			板屋	泉井宅前	51			広谷地	５－２詰所
20		5部	寄居	２－５詰所	52		3部	一ツ樅	一ツ樅公民館北
21			山中	田代和枝宅脇	53			池田	５－３詰所
22	3分団	1部	伊王野下町	３－１詰所	54			北条	北条集落ｾﾝﾀｰ北
23			東岩崎	３－１詰所	55			長南寺	５－３詰所
24			梁瀬	３－１詰所	56		4部	大深堀	田熊宅北側
25		2部	上郷	３－２詰所	57			大沢	５－４詰所
26			伊王野上町	伊王野支所	58			大谷	５－４詰所
27		3部	大畑	３－３詰所					
28			蓑沢	３－３詰所					
29			梓	３－３詰所					
30		4部	稲沢	３－４詰所					
31			沼野井	３－４詰所					
32			沓掛	３－４詰所					

資料２-11　那須町指定避難所

番号	指定避難所	電話番号	所在地	収　容　地　区　名	収納可能人員(人)	施設の種別（面積（㎡））	施設の管理者名
1	高原公民館	76-3764	湯本199-14	奥那須、元湯町、本町、大町、見晴町、旭町、川向町、	100	ホール(653)	那須町
2	那須小学校	76-2027	湯本201-1	湯本仲町、占勝園、東町、西町、那須高原	420	校舎等・体育館(2,739)	那須町
3	室野井小学校	78-1408	高久乙3371-3	上半俵、下半俵、蕪中、室野井、宇田島、六斗地、横沢、遅山町、ロイヤル、那須ハイランド	380	校舎等・体育館(2,515)	那須町
4	田代小学校	62-1803	高久乙196-3	松子、大同、大日向、松田、田代、茗ヶ沢	400	校舎等・体育館(2,670)	那須町
5	池田小学校	76-2491	高久丙1482	北条、池田、小深堀、長南寺	370	校舎等・体育館(2,438)	那須町
6	那須中学校	78-0520	高久丙1-1	守子、伊藤台、広谷地、喰木原、一ツ樅、ロイヤルバレー	670	校舎等・体育館(4,449)	那須町
7	大沢小学校	77-0396	高久丙2799-6	大深堀、大沢、大谷、北沢、荻久保	360	校舎等・体育館(2,357)	那須町
8	朝日小学校	72-0352	豊原丙1340	逃室、新逃室、東観、七曲、黒木、綱子、慈生会、二枚橋、トラピスト、夕狩、吉田、柏沼、常民夕狩、新夕狩、五十里、松沼、高津、針生、千振、千景園、柏台、田島、豊津	500	校舎等・体育館(3,323)	那須町
9	大島小学校	72-0140	大島18-1	小島、戸能、大島、藤塩、新田、羽原、穂積、山梨子、大石、漆塚上、漆塚下、喜和田、中原	430	校舎等・体育館(2,840)	那須町
10	高久小・中学校	62-0425	高久甲3358-3	芦ノ又、下瀬縫、愛宕前、橋本町、本郷、上瀬縫、渡久保、廻り谷、桜久保、後藤橋、弓落、菱喰内、薄室、茅沼、丸山、岡室、筒地、新高久、新西原、あたごハイツ	450	校舎等・体育館(3,000)	那須町
11	田中小学校	72-0572	寺子乙1240-1	時庭、落合、田中、前久保、秋山沢、狸久保、東狸久保、柏、高久、高久団地	390	校舎等・体育館(2,550)	那須町
12	黒田原小学校	72-0004	寺子乙3968-1	本町、相生町、幸町、立岩、小羽入、新小羽入、西大久保、茶臼、西田、旗鉾、松の倉、上下田、水塩大久保、石住	970	校舎等・体育館(6,385)	那須町
13	黒田原中学校	72-0059	寺子丙92	音羽町、新黒田、旧黒田、黒田団地、前原、前原団地、新黒田住宅	1,000	校舎等・体育館(6,662)	那須町
14	那須高等学校	72-0075	寺子乙3932-48	法師畑、上の原団地、上の原、塩阿久津上、塩阿久津下、大平	1,800	校舎等・体育館(12,068)	栃木県
15	スポーツセンター	72-5959	寺子乙2516-36	上川、下川、小羽入、よささ、みやび	650	体育館(4,279)	那須町

番号	指定避難所	電話番号	所在地	収　容　地　区　名	収納可能人員(人)	施設の種別（面積（㎡））	施設の管理者名
16	成沢集落センター	72-1440	豊原甲3112-1	追田原、矢の目、成沢、木戸、水原、弥次郎、中重	30	集会室(200)	成沢自治会
17	芦野小学校	74-0004	芦野2160	西坂、黒川、中の川、横町、芦野団地、新道、新町、大ケ谷、仲町、川原町、上野町、峰岸、板屋、高瀬、白井、吉ノ目	580	校舎等・体育館(3,819)	那須町
18	芦野基幹集落センター	74-0002	芦野1867-1	芦野地区	90	ホール(561)	那須町
19	寄居集落センター	74-0981	寄居1032-1	三ケ村、寄居本郷、寄居大久保、山中、中重、豆沢、明神	30	集会室(199)	寄居自治会
20	東陽中学校	74-0008	芦野100	下芦野、唐木田、東岩崎	850	校舎等・体育館(5,622)	那須町
21	伊王野小学校	75-0009	伊王野1542	下町、上町、睦家、梁瀬、上郷、大和須	640	校舎等・体育館(4,237)	那須町
22	伊王野基幹集落センター	75-0002	伊王野1440	伊王野地区	90	ホール(610)	那須町
23	稲沢地区集落センター	75-2980	稲沢978-1	稲沢、沼野井	37	集会室(244)	稲沢自治会
24	稲沢地区体育センター		稲沢978-1	稲沢、沼野井	90	体育館(604)	那須町
25	美野沢小学校	75-0259	蓑沢563－4	梓、蓑沢、大畑	370	校舎等・体育館(2,472)	那須町
26	文化センター	72-6565	寺子乙2567-10	黒田原地区	790	ホール等(5,195)	那須町
27	ゆめ・プラザ那須(保健センター)	72-5858	寺子乙2566-1	黒田原地区	230	ホール等(3,220.09)	那須町
28	那須スイミングドーム	72-6788	寺子乙2584-6	黒田原地区	390	ホール等(2,628)	那須町
29	那須高原海城中学校・高等学校	77-2201	豊原乙2944-2	夕狩地区	1,000	校舎等・体育館(7,122)	海城学園

※電話番号には「０２８７」、住所には「那須町大字」が付く。

資料2-12　飛行場外・緊急離着陸場一覧

１．飛行場外離着陸場(計4箇所)　　(平成23年2月末日現在)

番号	離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
1	那須消防署	那須町大字寺子乙３９６７－９４	那須消防署	0287-72-1215
2	矢の目ダム	那須町豊原１－１	那須町役場総務課	0287-72-6901
3	那須岳清水平	那須町大字湯本字那須岳国有（清水平周辺）	塩那森林管理署	0287-28-3125
4	那須町運動公園	那須町大字寺子乙１００	那須町役場総務課	0287-72-6901

２．緊急離着陸場（計12箇所)　　(平成23年2月末日現在)

番号	離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
1	余笹川ふれあい公園	那須町大字寺子乙２５８４－６	那須町役場総務課	0287-72-6901
2	黒田原小学校	那須町大字寺子乙３９６８－１	黒田原小学校	0287-72-0004
3	那須岳駐車場	那須町大字湯本字那須岳国有林１３７	環境部環境企画課	0287-23-6363
4	美野沢小学校	那須町大字蓑沢５６３－４	美野沢小学校	0287-75-0259
5	大沢小学校	那須町大字高久丙２７９９－６	大沢小学校	0287-77-0396
6	室野井小学校	那須町大字高久乙３３７１－３	室野井小学校	0287-78-1408
7	東陽中学校	那須町大字芦野１００	東陽中学校	0287-74-0008
8	マウントジーンズスキー場　第１駐車場	那須町大字大島	マウントジーンズスキーリゾート那須	0287-77-2300
9	マウントジーンズスキー場　第２駐車場	那須町大字大島	マウントジーンズスキーリゾート那須	0287-77-2300
10	マウントジーンズスキー場　第３駐車場	那須町大字大島	マウントジーンズスキーリゾート那須	0287-77-2300
11	那須どうぶつ王国　駐車場	那須町大字大島１０４２－１	那須どうぶつ王国総務課	0287-77-1603
12	那須中学校	那須町大字高久丙１－１	那須中学校	0287-78-0520

資料２-13　那須町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

（平成 23 年 4 月 1 日告示第 53 号）

（趣旨）

第 1 条　この告示は、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるように地域における高齢者の見守り体制を構築し、支援の必要な高齢者の早期発見及び早期対応を目的とした高齢者見守りネットワーク事業(以下「見守り事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条　この事業の対象者は、那須町に住所を有する 65 歳以上の一人暮らしの高齢者及び 65 歳以上で構成する世帯の高齢者で、ネットワーク事業を理解し、同意(様式第 1 号)を提出した者(以下「見守り高齢者」という。)とする。

2　見守り高齢者について、ネットワーク事業同意書(様式第 1 号)により見守り高齢者台帳(様式第 2 号)に記載するものとする。

（見守りの実施）

第 3 条　見守りの実施にあたっては、見守り高齢者台帳をもとに地区ごとに行うものとする。

（事業協力者の登録）

第 4 条　町長は、次に掲げる機関及び地域住民のうち、ネットワーク事業の趣旨に賛同し、ネットワーク事業の協力者になろうとする者を高齢者見守りネットワーク事業協力者登録票(様式第 3 号)により登録するものとする。

(1)　警察署(駐在所)、消防署(分署含)及びその他の公的機関
(2)　介護保険施設、ケアマネージャー及びその他の福祉関係者
(3)　病院、診療所及びその他の医療機関
(4)　金融機関、郵便事業会社、新聞店及びその他民間事業者
(5)　民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ及びその他地域住民

2　町長は、前項の規定により登録を受けた者(以下「事業協力者」という。)について事業協力者台帳(様式第 4 号)を作成し、管理するものとする。

（地域見守り体制の策定）

第 5 条　町長は、地区ごとに事業協力者をもって見守り隊を組織し、見守りに関する業務計画は、地区の状況に応じた体制を事業協力者の意見をもとに策定するものとする。

（支援対象者に関する情報の提供）

第 6 条　事業協力者は、見守り高齢者で、明らかに不自然な行動や身体の異常等が確認された者(以下「支援対象者」という。)を発見したときは、速やかに町長へ報告するものとする。

（必要な支援の実施等）

第 7 条　町長は、前条の規定により報告のあった情報に基づき、民生委員・児童委員、那須町社会福祉協議会及び地域包括支援センターの関係する職員と協議し、支援対象者のうち緊急を有する者については、速やかに必要な支援を行い、緊急を要しない者については、順次当該支援対象者に適した支援プランを作成するなど必要な措置を講ずるものとする。

（事業協力者証明書）

第 8 条　町長は、事業協力者に事業協力者であることを確認できる証明書(様式第 5 号)を交付し、事業協力者の同意を得て事業協力者名を公表するなど広く地域住民に周知するものとする。

2　事業協力者は、見守りを行う場合は、常時証明書を携帯し、必要のあるときは、見守り高齢者に提示するものとする。

（事業の運営）

第 9 条　町長は、ネットワーク事業の運営に関し、必要な事項については、那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会に諮るものとする。

（補則）

第 10 条　この告示に定めるもののほか、ネットワーク事業に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から適用する。

資料２-14　那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会設置要綱

（平成 23 年 4 月 1 日告示第 54 号）

（設置）

第 1 条　那須町高齢者見守りネットワーク事業(以下「見守りネットワーク事業」という。)の適正かつ円滑な運営を図るため､那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会(以下｢運営協議会」という。)を設置する。

（協議事項）

第 2 条　運営協議会は、次の事項について協議を行う。

(1)　見守りネットワーク事業の運営に関すること。

(2)　見守りネットワーク事業の実施機関との連絡調整に関すること。

(3)　その他見守りネットワーク事業の運営に関し必要な事項

（組織）

第 3 条　運営協議会は、委員 20 名以内で組織する。

2　運営協議会の委員は、次に掲げる機関、団体から選出された者を町長が委嘱又は任命する。

(1)　那須町民生委員児童委員協議会代表

(2)　那須町自治会連合会代表

(3)　那須町自治公民館連絡協議会代表

(4)　那須町社会福祉協議会代表

(5)　那須町老人クラブ連合会代表

(6)　那須町消防団代表

(7)　那須町ボランティア連絡協議会代表

(8)　福祉サービス事業者代表

(9)　その他高齢者福祉の推進のため必要と認める者

（会長及び副会長）

第 4 条　運営協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により選出する。

2　会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第 5 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任することができる。

（会議）

第 6 条　会長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

2　運営協議会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長がそれを決する。

（資料の提出等）

第 7 条　運営協議会は、必要に応じ、町長に対して見守りネットワーク事業に関する資料の提出、意見の陳述、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第 8 条　運営協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（補則）

第 9 条　この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附　則

この告示は、告示の日から適用する。

資料２－15　那須町災害時要援護者対応マニュアル（平成 24 年８月）

那須町災害時要援護者対応マニュアル

第１　策定の趣旨

１　目　的

災害の発生時、ひとり暮らし高齢者など「災害時要援護者（以下「要援護者」という。）は自らの力だけでは迅速な避難ができない状況にあるため、要援護者の命を守るには本人とまわりの支援者にとってどのようなことが必要であるかを明確にする必要がある。このため、風水害や地震等の自然災害が発生した場合に要援護者に対し、迅速かつ的確な対応が図れるようマニュアルを策定するものとする。

２　マニュアルの位置付け

那須町地域防災計画における班構成中、救護部の救護第１班（福祉グループ）の事務分掌に災害弱者の救護対策が位置づけられている。マニュアルは、救護部の事務に加えて、地域防災計画と連動した要援護者の具体的な支援活動を展開するためのものであり、今後、地域防災計画の見直し等に合わせて、随時検討を重ね、適宜、見直しを行うものとする。

第２　基本的考え方

地域との連携のあり方

災害が発生した初動期において、行政だけでは要援護者を避難誘導することには限界があるため、平常時をはじめ、災害発生時における地域の役割のあり方について、本町の具体的な取り組みを示すものとする。

第３　要援護者の範囲

本マニュアルにおける、「要援護者」は、高齢者（概ね６５歳以上）、障がい者等のうち支援を必要とする方々とする。

- ひとり暮らし高齢者
- 高齢者のみの世帯
- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- 介護保険の要介護認定者
- その他災害時の支援が必要と認められる方

（のうち必要と認められる方）

第４　平常時の活動（体制整備）

１　那須町災害時要援護者支援班の設置

└──保健福祉課内に設置

２　地域の見守りネットワーク推進

└──那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会の運営
└──小地域福祉見守りネットワーク組織の設置、推進
└──要援護者地図システムの運用
└──弁当宅配事業による見守り活動の推進
└──緊急通報システム（安心コール）の運用、充実

３　災害時要援護者登録制度

└──援護希望者台帳による登録
└──要援護者情報の把握、共有及び活用
└──避難支援「個別」プランの作成、登録及び管理
└──救急医療情報キットの活用
└──要援護者の防災知識の向上

４　避難支援者の確保

└──避難支援者の役割
└──避難支援者の育成

５　災害情報伝達体制の整備

└──多様な災害情報伝達手段の確保
└──要援護者の特性に即した災害情報伝達機器整備の検討

６　福祉避難所等の確保

└──福祉避難所の設置
└──民間社会福祉施設等の避難所としての活用
└──医療支援スタッフの確保
└──情報伝達体制の整備
└──施設の整備
└──一般避難所避難者の調査

７　見守り協力者等の育成

└──協力事業所の確保

1　那須町災害時要援護者支援班の設置

要援護者の支援業務を実施するために、保健福祉課長を班長とし、保健福祉課を中心とした横断的な組織として、那須町災害時要援護者支援班（以下「町支援班」という）を設置する。

町支援班は、各地区社会福祉協議会単位に設置された見守りネットワーク間の連絡調整を行う事務局の役割を担う。

【組織体制】

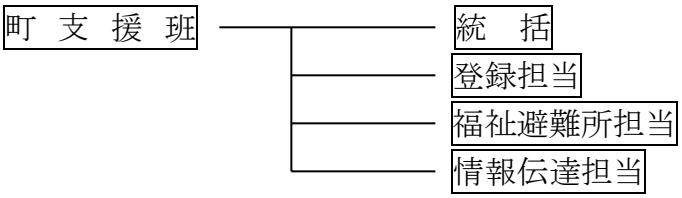

【職員体制】

区　分	主　管　課	関　　係　　課
①統　括	保健福祉課 （福祉ｸﾞﾙｰﾌﾟ） （保険ｸﾞﾙｰﾌﾟ）	保健福祉課（保健ｾﾝﾀｰ）、総務課（総務行政ｸﾞﾙｰﾌﾟ）
②登録担当	保健福祉課 （福祉ｸﾞﾙｰﾌﾟ） （保険ｸﾞﾙｰﾌﾟ）	保健福祉課（保健ｾﾝﾀｰ）、総務課（総務行政ｸﾞﾙｰﾌﾟ）、住民生活課（住民生活ｸﾞﾙｰﾌﾟ）、企画財政課（まちづくり推進ｸﾞﾙｰﾌﾟ）
③福祉避難所担当	保健福祉課 （保健ｾﾝﾀｰ）	保健福祉課（福祉ｸﾞﾙｰﾌﾟ）（保険ｸﾞﾙｰﾌﾟ）、総務課（総務行政ｸﾞﾙｰﾌﾟ）、那須消防署（予防課）
④情報伝達担当	保健福祉課 （福祉ｸﾞﾙｰﾌﾟ） （保険ｸﾞﾙｰﾌﾟ） （保健ｾﾝﾀｰ）	総務課（総務行政ｸﾞﾙｰﾌﾟ）企画財政課（自治会）、保健福祉課（民生委員）、那須消防署（消防団）、地域包括支援センター

【活動内容】

①統括	ア　支援班の統括 イ　マニュアルの進行管理 ウ　那須町地域防災計画との調整 エ　要援護者支援体制の周知 オ　町災害対策本部との連絡調整、活動状況等の取りまとめ
②登録担当	ア　要援護者情報の把握 イ　要援護者の登録・台帳作成 ウ　避難支援「個別」プランの作成 エ　要援護者情報の関係機関との共有・活用 オ　避難支援者（情報伝達支援者）の登録

③福祉避難所担当	ア　福祉避難所の設置・整備 イ　要援護者支援スタッフ等の支援体制の整備、調整 ウ　医療スタッフの確保 エ　避難所内の情報伝達体制の整備
④情報伝達担当	ア　情報伝達体制の整備 イ　災害情報機器の整備 ウ　避難支援者（情報伝達支援者）への活動支援 エ　要援護者への防災知識の普及啓発

２　地域の見守りネットワーク推進

⑴ 那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会の運営

年々、高齢者人口が増加していることに伴い、高齢者だけの世帯やひとり暮らしの高齢者も増加しているため、地域の中で高齢者を見守るネットワークが大切になっている。町では、平成２３年度に設置した那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会を中心に、地域の見守りネットワーク事業の適正かつ円滑な運営を図っていく。

【運営協議会構成団体】

那須町民生委員児童委員協議会
那須町自治会連合会
那須町自治公民館連絡協議会
那須町社会福祉協議会
那須町老人クラブ連合会
那須町消防団
那須町ボランティア連絡協議会
福祉サービス事業者
その他高齢者福祉の推進のため必要と認める者

⑵ 小地域福祉見守りネットワーク組織の設置、推進

地域に根付いた見守りを推進するため、町内地区社会福祉協議会単位に地域の自主的な活動を推進する組織（小地域福祉見守りネットワーク）を町内１８地区に順次設置していく。

○協力体制

町社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、地区社会福祉協議会役員、町民生委員児童委員、自治会役員、老人クラブ会員等を中心に活動する。

○支援の方法

地域包括支援センターでは、連絡・相談があった場合は、町や関係機関との連携により状況を確認し、介護サービスなど必要に応じたサービスの提供につなげる。

＜地域見守りネットワークフロー図＞

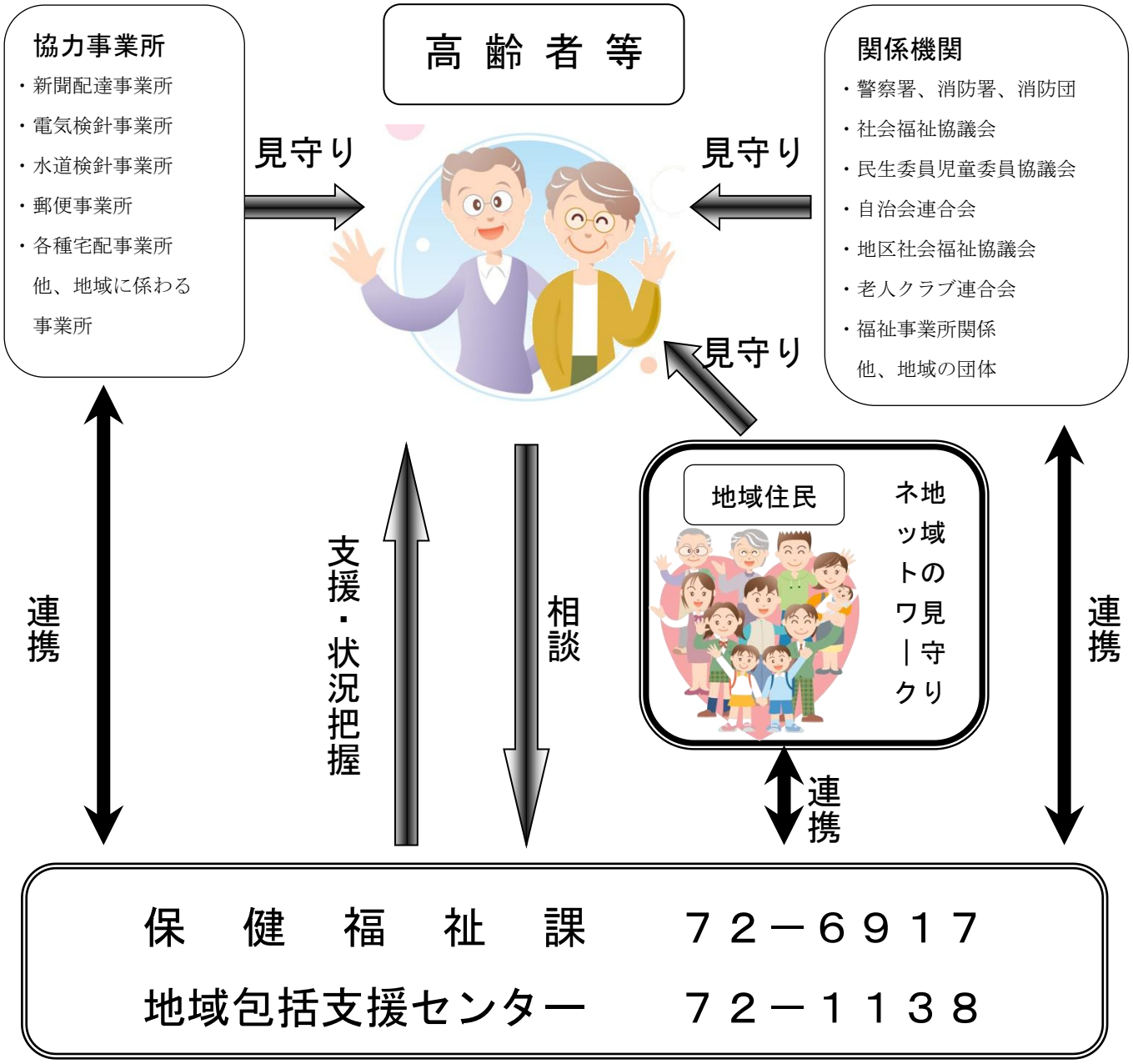

(3) 要援護者地図システムの運用

地域での見守り体制等に活用するため、平成２３年度において導入した要援護者地図システムにより、要援護者等の居住状況等について順次更新していくこととする。

(4) 弁当宅配事業による見守り活動の推進

在宅で生活するひとり暮らしの高齢者に対し、弁当を自宅まで配送する町弁当宅配事業を実施することにより、併せて高齢者の安否確認等見守り活動の推進を図る。

(5) 緊急通報システム（安心コール）の運用、充実

在宅で生活するひとり暮らしの高齢者の安全確保を図るため、緊急通報システム（安心コール）の運用、充実を図る。

＜緊急通報システム（安心コール）のフロー図＞

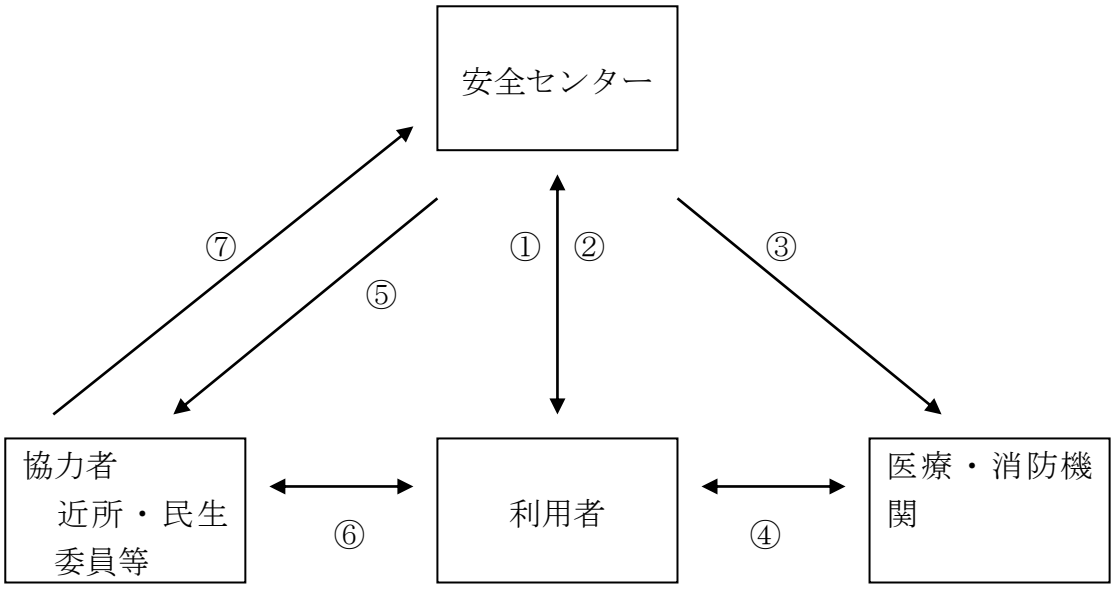

① 自動通報　　［ 緊急時にボタンを押すだけで安全センターへの自動通報 ］
② 通報理由確認　［ 安全センターから利用者へ通報理由を確認 ］
③ 出動依頼　　［ 状況に応じて安全センターから医療・消防機関等に出動依頼 ］
④ 救助

⑤ 確認依頼　　［ 直接確認不能な場合、安全センターから協力者に確認依頼 ］
⑥ 確認
⑦ 報告　　［ 確認した状況を安全センターへ報告 ］
③ 出動依頼　　［状況に応じて安全センターから医療・消防機関等に出動依頼］
④ 救助

３　災害時要援護者登録制度

⑴ 援護希望者台帳による登録

町社会福祉協議会、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、老人クラブ等を中心とした連携・協力体制を整備し、災害が発生したとき、要援護者を支援するのに必要な情報を記載した「那須町高齢者等調査表（災害時援護希望申込書兼台帳）（以下「援護希望者台帳」という。）」を整備するものとする。

また、災害が発生した場合に、要援護者の居宅に駆けつけ、避難行動等を支援する避難支援者を選定し、要援護者の迅速な支援体制を確立するものとする。

⑵ 要援護者情報の把握、共有及び活用

災害が発生したとき、災害時要援護者の避難行動をはじめ、安否確認等に対する支援を円滑に行うため、援護希望者台帳に基づき、必要な情報を搭載した「那須町災害時要援護希望者リスト（以下「援護希望者リスト」という。）を整備するものとする。

また、この援護希望者リストへの搭載を以って、災害活動支援に活用することへの承諾を得たものとする。

＜援護希望者台帳登録方法＞

①　高齢者等世帯調査

民生委員児童委員は、町から提供された要援護者情報とともに、日常の活動の中で、要援護対象者の把握を行い、その居宅を訪問し、支援の要否を確認し、本人の同意を得たうえで、援護希望者台帳を作成する。

②　町は、それぞれの援護希望者台帳を保管するとともに、要援護者等地域マップを作成し、災害発生時における避難支援に活用する。

要援護者概数

	対　　象　　者	人　数	調査日
1	要介護３以上の居宅者	466 人	H24.4.1
2	身体障がいのある人（１・２級）	484 人	H24.4.1
3	知的障がいのある人（Ａ判定）	96 人	H24.4.1
4	精神障がいのある人（１級）	17 人	H24.4.1
5	ひとり暮らしの高齢者（６５歳以上）	1,198 人	H24.4.1
6	高齢者のみの世帯の高齢者	2,122 人 (1,041 世帯)	H24.4.1

※資料：保健福祉課

人口の推移

	H20	H21	H22	H23	H24
人口（住民基本台帳）	27,744	27,689	27,596	27,392	27,040
65 歳以上人口	7,241	7,413	7,569	7,603	7,737
高齢化率（%）	26.10	26.77	27.43	27.76	28.61

(3) 避難支援「個別」プランの作成、登録及び管理

町は、支援の必要な要援護者と一緒に、家族や避難支援者などの協力を得ながら、避難支援「個別」プランを作成・登録することとする。

登録した避難支援「個別」プランは、要援護者本人や避難支援者等本人が同意した者に配布する。

町は、避難支援「個別」プランについて、適宜、情報の確認作業を実施するほか、定期的に更新を行うこととする。

また、町及び関係者は、要援護者が同意した者以外の者が避難支援「個別」プランを閲覧できないよう、個人情報保護の観点から、厳重な情報管理に努めるものとする。

＜避難支援「個別」プラン作成・登録フロー図＞

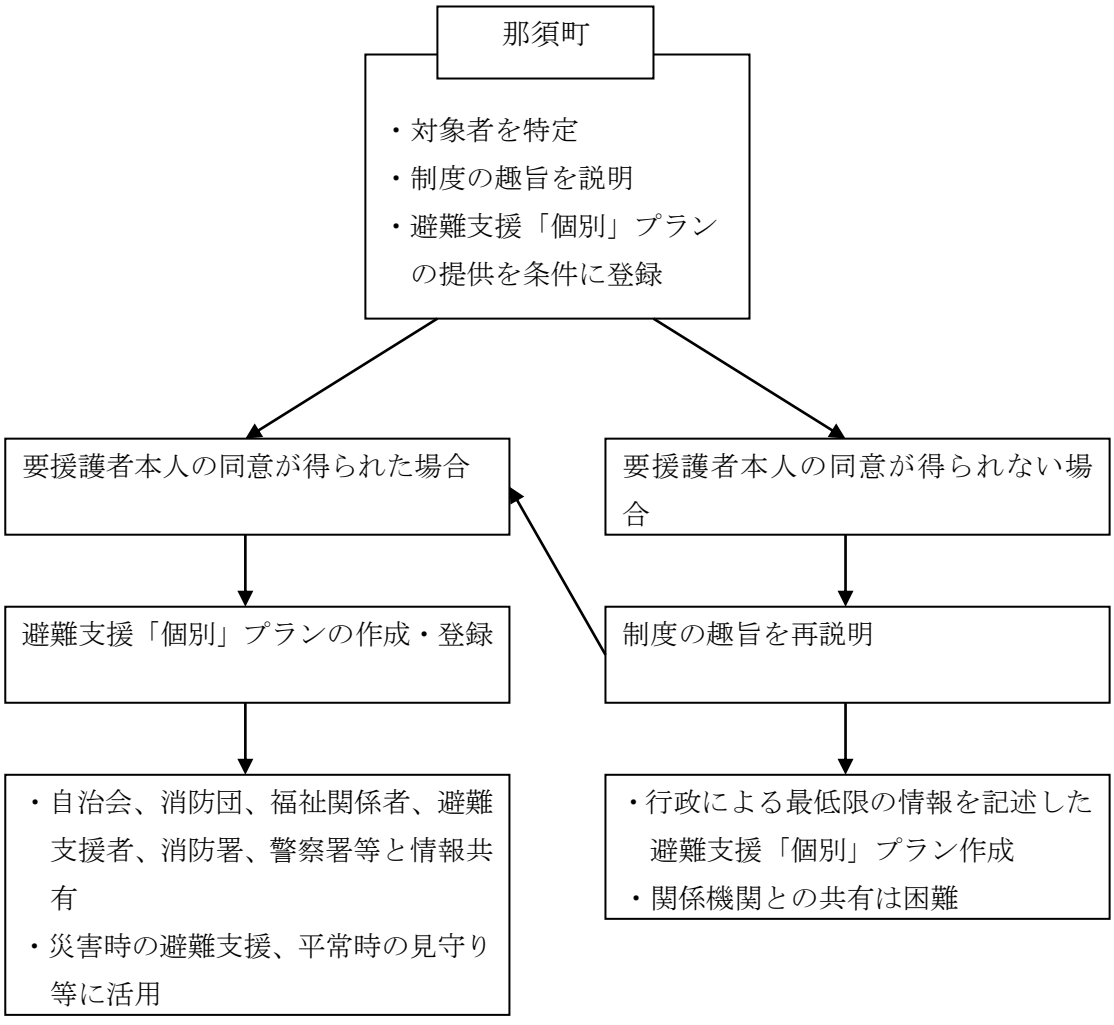

(4) 救急医療情報キットの活用

町では、見守りネットワーク事業の一環として「救急医療情報キット」の配付を行っている。

これは、予め、救急医療情報キット（容器の中）に要援護者の医療情報等を記入し、冷蔵庫に保管しておくことにより、救急事態発生時に、救急隊や警察・医療機関が、これを活用し迅速な救命活動を行えるようにする。

配付については、保健福祉課、地域包括支援センター、民生委員児童委員等が行っている。

＜救急医療情報キット活用の流れ＞

① 救急通報
　ア　救急事態発生
　イ　１１９番通報
② 発見・確認
　ア　救急隊員が現場に到着
　イ　救急隊員が冷蔵庫に貼ってあるシールを確認
　ウ　救急隊員が冷蔵庫の中のキットから医療情報を確認
③ 搬送・情報提供
　ア　状況に応じてかかりつけ医から情報収集
　イ　搬送先に医療情報の提供

救急医療情報キット一式
○ 救急医療情報容器
○ ステッカー１枚（冷蔵庫用）
○ 救急情報シート

(5) 要援護者の防災知識の向上

要援護者自身が必需品の準備や避難経路・避難場所等を予め確認するなど、防災に関心を持ち、正しい知識を身につけられるよう、防災知識の向上、普及啓発を図る。

4　避難支援者の確保

災害時に登録している要援護者の避難を助ける避難支援者を、要援護者１名につき２名以上確保することが望ましい。

小地域福祉見守りネットワークを組織する町社会福祉協議会、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、老人クラブ、町ボランティア連絡協議会等を中心に避難支援者を確保する。

(1) 避難支援者の役割

① 避難支援者は、災害発生時には、要援護者宅に駆けつけ、避難場所への誘導を行う。

　誘導が困難な場合には、災害対策本部、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会等に連絡をとる。

② 避難支援者は、災害発生後、要援護者の避難状況等を町支援班に報告する。

(2) 災害時要援護者支援体制の整備に当たっての留意事項

要援護の主な対象者としては、一人では移動が困難な人、理解や判断が困難な人、情報を受け取ることが困難な人、精神的に不安定な人など、特に避難の支援を必要とする方とする。

また、この制度を利用するか否かについては、制度内容を十分に説明し、要援護者や家族に判断していただくこととする。

この制度を運用するにあたっては、個人情報を地域の避難支援者に必要に応じて開示することになるので、予め要援護者等に同意を得ることとする。

避難支援者については、災害時に困っている方を善意により援助するものとし、責任を課すものではない。

(3) 避難支援者の育成

自治会、消防団、福祉関係者やボランティア等の中から、地域の要援護者支援活動を継続的・専門的に担う人材を、研修等を通して育成する。

5　災害情報伝達体制の整備

重要な災害情報を要援護者や避難支援者に対して、迅速かつ正確に伝達するため、要援護者の特性に即した情報伝達ルート、手段等を整備する。

(1) 多様な情報伝達手段の確保

災害発生時における要援護者や避難支援者への避難準備情報等の伝達や、災害時に様々な関係機関との間で連携を図るため、防災行政無線、消防無線、関係者による直接口頭、携帯電話メール又はサイレン、広報車等により情報伝達を行う。

(2) 要援護者の特性に即した災害情報伝達機器整備の検討

①　聴覚に障害のある方　……　携帯メール、ファックス等
②　視覚に障害のある方　……　メール読み上げ機能付き携帯電話等
③　肢体不自由な方　　……　フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

6　福祉避難所等の確保

避難所の確保については、災害対策本部の避難部が行うが、町支援班は特別な配慮を要する要援護者が、身体介護や医療相談等の必要な生活支援を受けられるようにするため、要援護者の意見や要望に適切に対応できる相談窓口を設けるなど、安心して避難生活ができる体制を整備した避難所としての福祉避難所の確保を避難部と協力して進める。

(1) 福祉避難所の設置

指定避難所３２箇所の中から福祉避難所を選定して、保健福祉設備の整備を進めるとともに、災害対策本部等との災害時における連絡や各種支援体制を整備する。（※ゆめプラザ・那須、町ゆうゆうセンター等）

(2) 民間社会福祉施設等の避難所としての活用

民間の社会福祉施設で、災害時に民間福祉避難所として協力してくれる施設と事前に協定書を締結し、災害時における要援護者の受け入れ体制を整備する。

(3) 医療支援スタッフの確保

那須郡市医師会や地元医療関係機関との連携と、ボランティアとの調整を図りながら、災害時に福祉避難所において要援護者の健康管理や医療相談等にあたる医療支援スタッフの体制を整える。

(4) 情報伝達体制の整備

聴覚障害者には手話通訳者・要約筆記奉仕員等の協力により対応し、視覚障害者にはガイドヘルパーの派遣や受信用機器、情報通信機器の整備を図る。

(5) 施設の整備

福祉避難所では、聴覚障害者向け掲示板等の設置、段差の解消等の要援護者に配慮した施設の改修や白杖、点字機、補聴器等の備品の整備、授乳スペースの配置などを考慮する。

特に既設トイレの洋式化や手すりの設置等の改修や要援護者用仮設トイレや携帯トイレの配備を進める。

(6) 一般避難所避難者の調査

避難部と協力し、避難者の中で福祉避難所を利用することが必要な方がいないか随時調査して、福祉避難所への移動等必要な措置を講じる。

7　見守り協力者等の育成

協力事業所の確保

町域が広範囲である本町にとっては、地域で事業活動を行っている多くの事業所の協力は欠かせないものとなっている。

このため、町では、高齢者見守りネットワーク事業に協力いただける事業者との協定締結を行い、日々の業務に支障のない範囲での見守り、声かけ活動を実施している。

協力事業所　　２５事業所（平成 24 年 4 月現在）

第５　災害発生時の対応

１　支援班の活動概要

災害対策本部の救護部により支援班を構成する。

【災害対策本部組織体制】

総務部	総務課、企画財政課、税務課、議会事務局、会計課
救護部	救護第１班　保健福祉課 救護第２班　保健センター 救護第３班　住民生活課 救護第４班　ｸﾘｰﾝｽﾃｰｼｮﾝ
避難部	学校教育課・生涯学習課・保育園
給水部	上下水道課
応急復旧部	建設課、農林振興課、農業委員会、観光商工課

→ 支援班

支援班の活動概要

項　　目	救護第１班・３班	救護第２班・４班
救出救命期の対応 （災害発生の可能性が高まった段階から災害発生後６時間）	・要援護者への「避難準備（要援護者避難）情報」の伝達 ・福祉避難所の開設 ・在宅要援護者・社会福祉施設等に入所している要援護者の安否情報の把握	 ・福祉避難所の開設 ・放置すると生命に関わる疾病を有した要援護者への対応 （着手）
避難救命期の対応 （６時間～７２時間程度）	・災害対策本部、県及び他市町への応援要請 ・民間福祉避難所の開設 ・福祉避難所の運営 （医療支援スタッフの配置） （情報の提供） （相談窓口の設置） （ニーズに応じた物資等の提供）	・福祉避難所の運営 （医療支援スタッフの配置） （民間福祉避難所や医療機関等への移送） ・放置すると生命に関わる疾病を有した要援護者への対応 （徹底）

応急対策期の対応 （７２時間～１週間）	・ボランティアとの連携	・支援スタッフの配置 ・要援護者の特性に配慮した物資等の配布
復旧期の対応 （１週間～）	・要援護者への相談体制の整備（災害時要援護者相談窓口の設置）	・要援護者への相談体制の整備（巡回ケアサービス《巡回相談》の実施） ・保健福祉サービスの提供 ・要援護者に対するメンタルケアの実施
活動期の対応 （２週間～）	・要援護者に配慮した応急仮設住宅対策 ・住宅の斡旋	

＜集中豪雨時における対応イメージ図＞

避難準備情報発令の場合

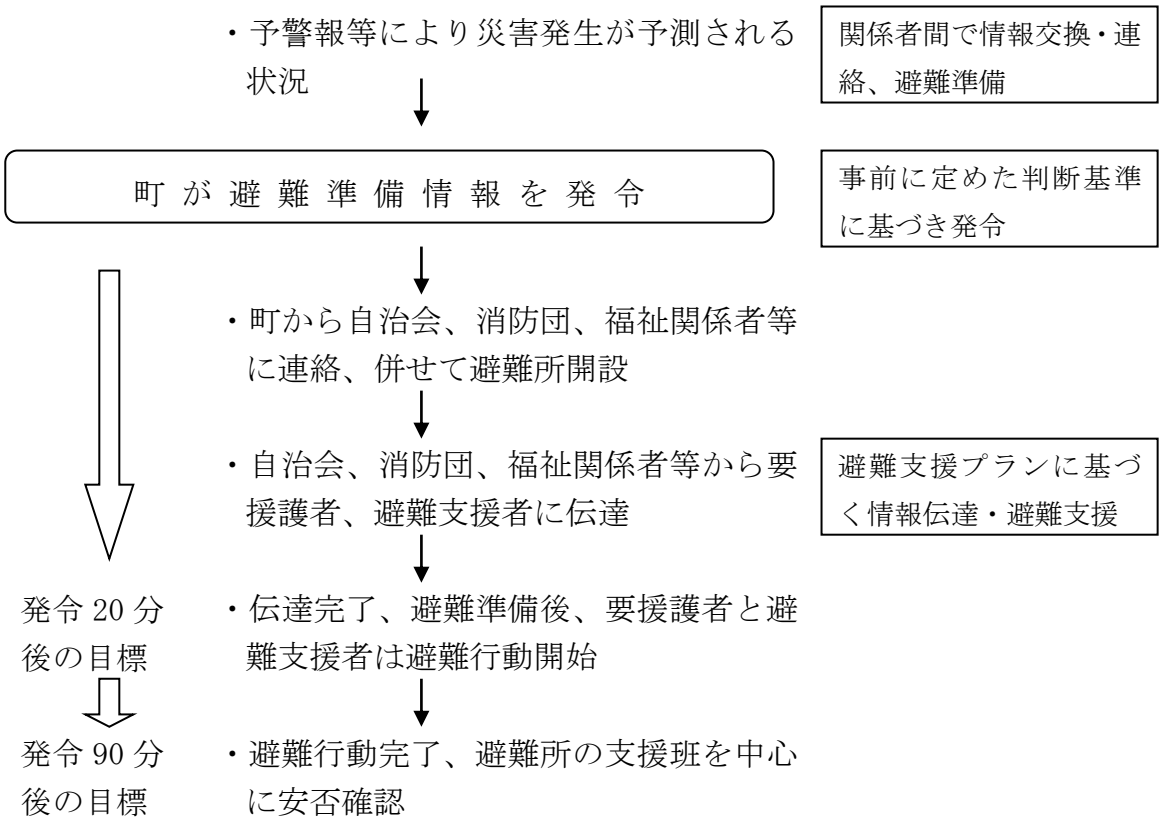

目標時間は、情報伝達体制・避難支援体制の整備状況、避難所のアクセシビリティなどによって大きく異なることから、迅速な避難のためには総合的な取り組みが必要となる。

２　風水害・火山災害の対応

(1) 救出救命期の対応

災害発生の可能性が高まった段階から災害発生後６時間

①要援護者への「避難準備（要援護者避難）情報」の伝達
②福祉避難所の開設
③避難誘導
④安否確認
⑤放置すると生命に関わる疾病を有した要援護者への対応（着手）

(2) 避難救命期の対応

６時間～７２時間程度

①災害対策本部、県及び他市町への応援要請
②福祉避難所の運営
③放置すると生命に関わる疾病を有した要援護者への対応（徹底）

(3) 応急対策期の対応

７２時間～１週間

①支援スタッフの配置
②ボランティアとの連携
③要援護者の特性に配慮した物資等の配布

(4) 復旧期の対応

１週間～

①要援護者への相談体制の整備
②保健福祉サービスの提供
③要援護者に対するメンタルケアの実施

(5) 活動期の対応

２週間～

①要援護者に配慮した応急仮設住宅対策
②住宅の斡旋

３　地震災害の対応

《２風水害・火山災害の対応に準じる》

(1) 救出救命期の対応

災害発生直後から災害発生後６時間

(2) 避難救命期の対応

６時間～７２時間程度

(3) 応急対策期の対応

７２時間～１週間

(4) 復旧期の対応

１週間～

(5) 活動期の対応

２週間～

４　原子力災害の対応

栃木県では、近隣県において大規模な原子力施設で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害の対応として、今後「栃木県地域防災計画」に「原子力災害対策編」を新設することとしている。

このため、本町の地域防災計画についても、県の地域防災計画の原子力災害対策編に基づき改訂する予定である。

原子力災害時の災害時要援護者対応マニュアルについては、今後作成される町地域防災計画の原子力災害対策を基に別途策定するものとする。

避難支援プラン実施の流れ

＜災害時に実施すべきこと＞

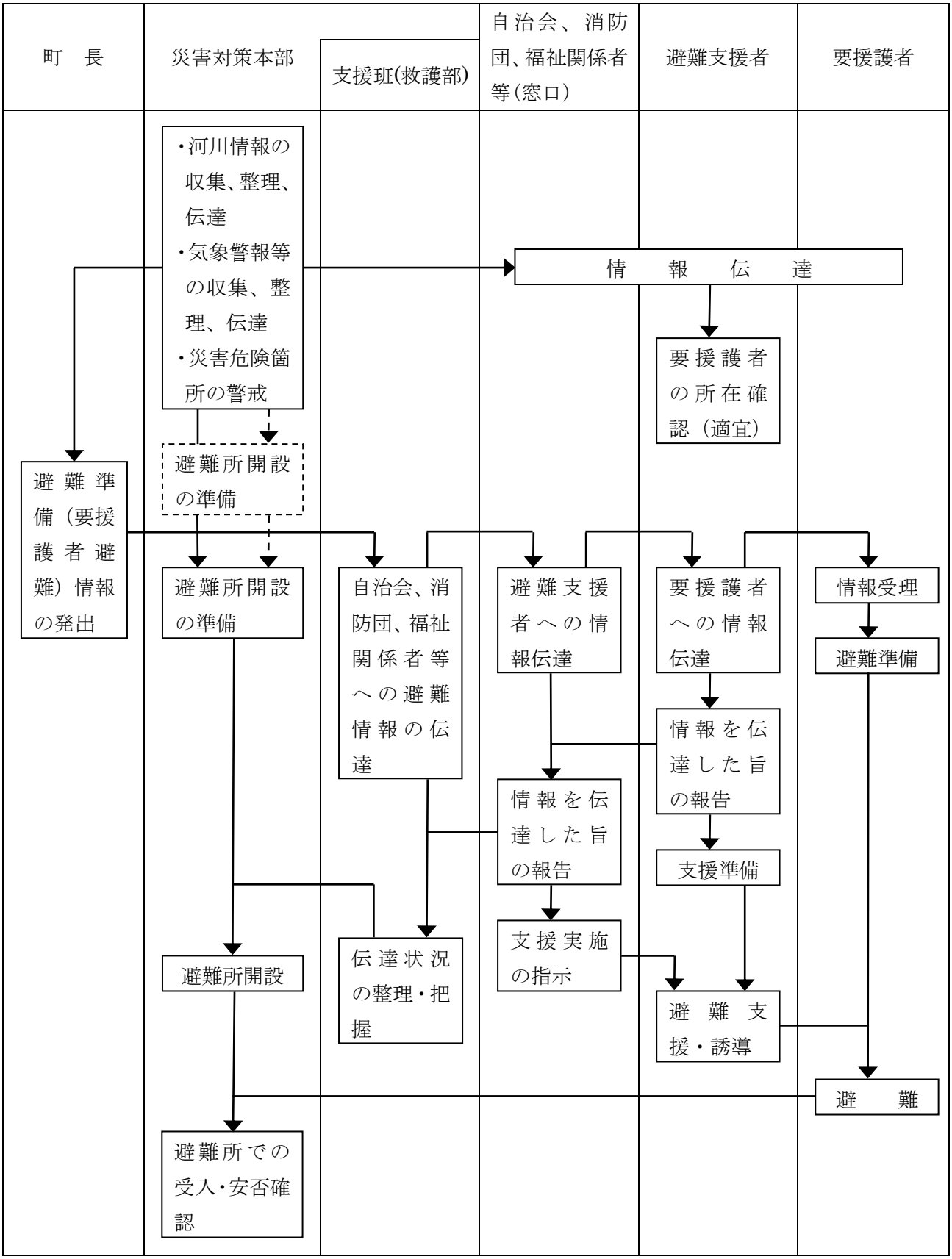

参　考

要援護者の把握の方法について

災害時要援護者の避難支援を行うにあたっては、平常時から災害時要援護者情報の収集・共有が不可欠であるが、下記の３つの方式の特徴と課題などを掲げる。

(1) 関係機関共有方式　　(2) 手上げ方式　　(3) 同意方式

情報の収集・共有における３つの方式の特長と課題

区　分	関係機関共有方式	手上げ方式	同意方式
定　　義	個人情報保護条例の目的外利用、外部提供の規定により、災害時要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉部局保有の要援護者情報について、町と関係機関、自治会等の間で共有する方式	災害時用援護者登録制度を広報・周知した上で、自ら要援護者名簿等への登録を希望した方の情報を収集する方式	自治会等が直接災害時要援護者本人に働きかけ、災害時の支援に必要な情報を収集する方式
長　　所	○災害時に援護の必要性が高い方々の網羅的な把握が可能 ○同意が得られない方々の情報把握も可能	○把握に要するコストが少ない ○本人の自発的意志が尊重される	○直接的働きかけにより必要な支援内容の細かい把握が可能 ○顔見知りの個別訪問で安心感が生まれ、同意も得やすい（互助が強まる）
短所・課題	○情報共有には町民の理解が必要 ○個人情報保護から、情報収集を最小限にする必要あり ○自治会等第三者への情報提供には地方公務員法が直接適用されず守秘義務確保が困難	○直接的働きかけがなく、制度理解や情報収集が進まない ○実際に手を上げる要援護者は少ない	○手間がかかる、対象者が多い場合効率的な情報収集が図りにくい ○同意がない場合、情報共有が図れない
対　　応	○制度の普及啓発が必要 ○第三者への情報提供には、個人情報審議会での審議、誓約書等により守秘義務の確保が必要	○制度の積極的な普及啓発が必要	○効率的、効果的な情報収集の仕組みが必要 ○同意の工夫が必要

関係機関共有方式は自治会等、地区への情報の提供を行った場合に、個人情報が確実に保護されるかという点が懸念される。そのため、手上げ方式と同意方式を組み合わせて災害時要援護者情報の収集・共有を図る。

高齢者見守りネットワーク協定事業所一覧

	事　業　所　名	住　　所	電　話
1	黒田原郵便局	那須町大字寺子丙 3-181	0287-72-0001
2	伊王野郵便局	那須町大字伊王野 1650-5	0287-75-0001
3	那須郵便局	那須町大字高久乙 2794-3	0287-78-0522
4	黒磯郵便局	那須塩原市豊町 10-25	0287-62-1503
5	㈲池沢新聞店	那須町大字寺子丙 3	0287-72-0332
6	岡田新聞店	那須町大字芦野 2719	0287-74-0029
7	㈲竹井新聞店	那須塩原市並木町 116-12	0287-62-1179
8	菊地新聞店	那須町大字高久乙 2669	0287-78-0189
9	㈲市村新聞店	那須塩原市本郷町 6-14	0287-62-0311
10	㈲黒田原タクシー	那須町大字寺子丙 3	0287-72-0118
11	東京電力㈱栃木北支社	大田原市山の手 1-9-14	0287-55-2121
12	㈱日本ウォーターテックス	埼玉県幸手市緑台 1-19-11	0287-72-6930
13	宇都宮ヤクルト販売㈱那須支店	那須塩原市西原 116-71	0287-36-3566
14	ヤマト運輸㈱黒磯バイパスセンター	那須塩原市黒磯原街道下 6-610	0287-63-8201
15	とちぎコープ生活協同組合	宇都宮市川田町 858	028-634-5115
16	那須野農業協同組合那須営農経済センター	那須町大字寺子丙 4-20	0287-72-5890
17	那須町商工会	那須町大字寺子丙 4-93	0287-72-0231
18	那須町森林組合	那須町大字東岩崎 289	0287-75-0034
19	社団法人那須町観光協会	那須町大字湯本 182	0287-76-2619
20	那須未来㈱	那須町大字高久乙 593-8	0287-78-2008
21	㈱東急リゾートサービス東急那須リゾート	那須町大字高久丙 1792	0287-76-1900
22	東豊開発㈱	那須町大字高久乙 2725-109	0287-76-3150
23	平和郷管理㈱	東京都台東区台東 2-7-1	0287-76-2941
24	郵便事業㈱大田原支店	大田原市新富町 1-9-8	0287-22-2351
25	郵便事業㈱黒磯支店	那須塩原市豊町 10-25	0287-62-1981

資料３－１　那須町災害警戒本部設置要綱

（平成 17 年 1 月 27 日告示第 7 号）
改正　平成 19 年 2 月 1 日告示第 4 号

（目的）
第 1 条　この要綱は、那須町災害対策本部条例（昭和 42 年条例第 4 号）に規定する那須町災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置及び対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うことを目的とする。
（設置）
第 2 条　那須町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置は、次の各号に掲げるところによる。
⑴　那須町に震度５弱及び５強の地震が発生したとき。
⑵　気象警報その他災害に関する情報が発せられる等災害発生のおそれがある場合又は災害が発生したとき。
2　警戒本部は役場庁舎内に置く。
（所掌業務）
第 3 条　警戒本部は次に掲げる業務を行う。
⑴　災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
⑵　対策本部の設置に関すること。
⑶　災害応急対策の実施に関すること。
（組織）
第 4 条　警戒本部は、災害警戒本部長（以下「本部長」という。）、災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害警戒本部員（以下「本部員」という。）をもって構成する。
2　本部長に副町長を、副本部長に教育長を、本部員は別表に掲げる職員にあるものをもって充てる。
（本部会議）
第 5 条　警戒本部に本部会議を置く。
2　本部長は本部会議を招集し、これを主宰する。
3　本部長は本部会議で協議し又は決定した重要な事項について町長に報告するものとする。
4　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
5　本部長は必要と認めるときは、防災関係機関の職員に対し本部会議に出席を求めることができる。
（警戒体制）
第 6 条　警戒本部は災害の警戒にあたるため警戒課を指定し警戒体制をとるものとする。
2　警戒課は次のとおりとする。
⑴　総務課
⑵　建設課
⑶　農林振興課
⑷　上下水道課
3　警戒課は被害が発生した場合において、初期の応急対策が迅速に講じられる人数を配備するものとする。
4　警戒本部が設置された場合、警戒課配備職員以外の職員は自宅待機とする。
（庶務）
第 7 条　警戒本部の庶務は総務課において処理する。
（解散）
第 8 条　警戒本部は次の場合に解散する。

⑴　災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき。
⑵　災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
⑶　災害対策本部が設置されたとき。

（委任）

第 9 条　この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 19 年告示第 4 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）那須町災害警戒本部本部員

本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員	総務課長
〃	建設課長
〃	農林振興課長
〃	上下水道課長

資料３－２　那須町災害対策本部条例

（昭和 42 年 3 月 25 日条例第 4 号）
改正　平成 24 年 12 月 5 日条例第 21 号

（目的）
第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、那須町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第 2 条　災害対策本部長は、町長がこれに当たり、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第 3 条　災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4　部長は、部の事務を掌理する。
（委任）
第 4 条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 24 年条例第 21 号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料３－３　　災害対策本部組織図

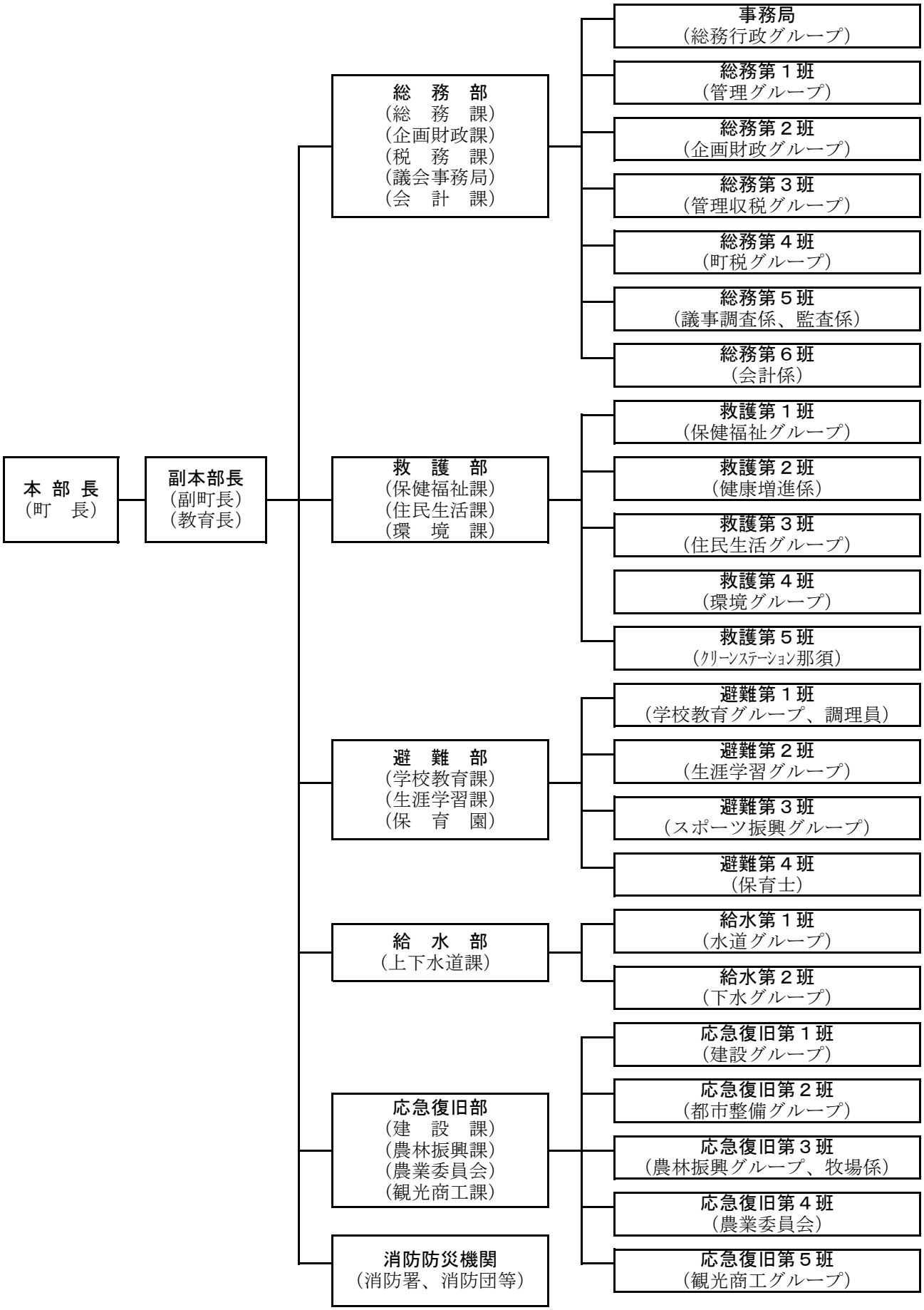

資料３－４　災害対策本部指揮系統図

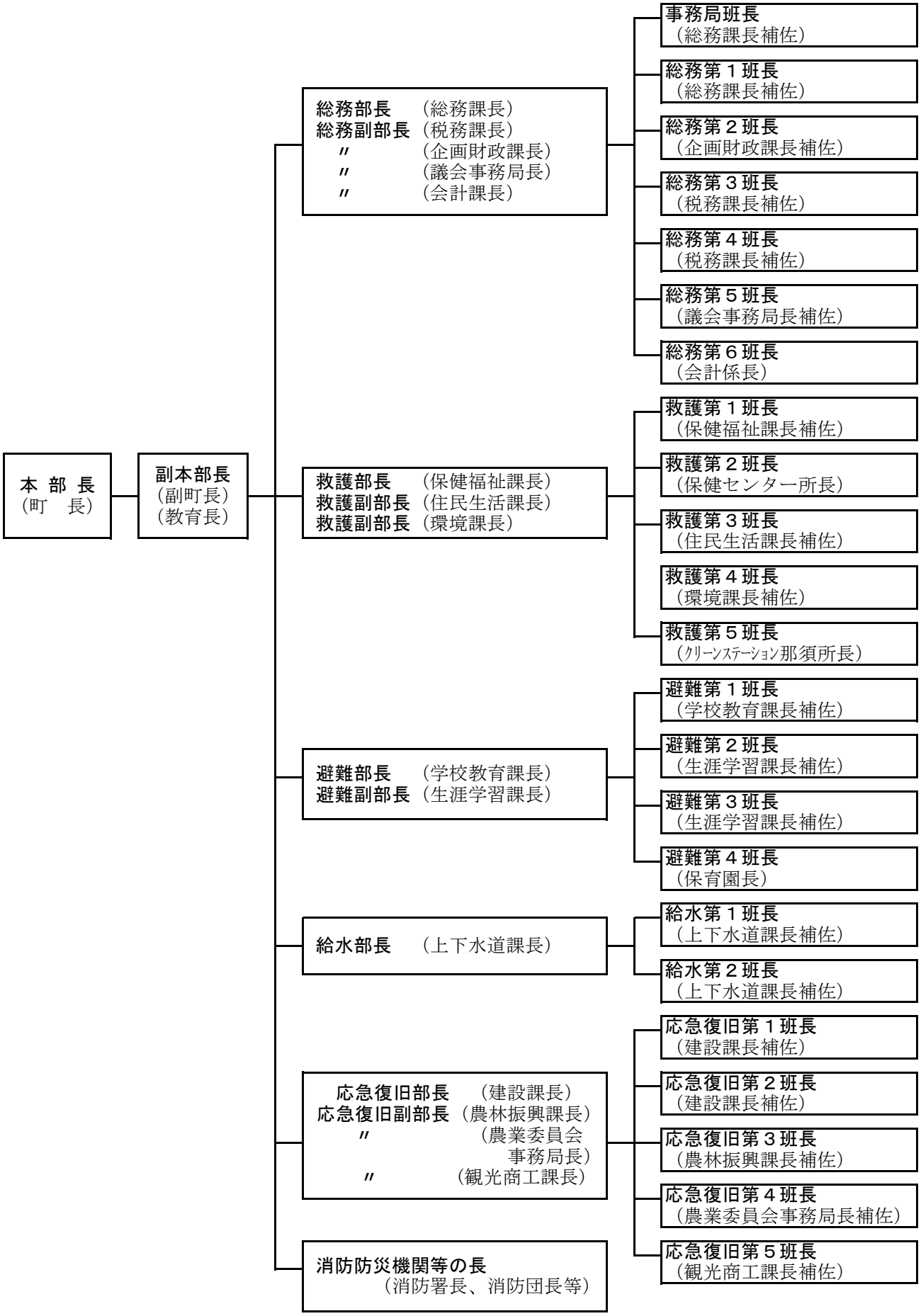

資料３－５　栃木県火災・災害等即報要領

第１　総　則

１　趣　旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成６年４月２１日付消防災第１００号)」「災害報告取扱要領(昭和４５年４月１０日付消防防第２４６号)」「救急事故等報告要領(平成６年１０月１７日付消防救第１５８号)」の定めるところによる。

３　報告手続

(1)　「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が２以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

(2)　「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合は、原則として当該災害が発生した地域の属する市町が災害に関する即報を県へ報告するものとする。

(3)　「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報を消防庁へ報告するものとする。

(4)　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第一報を県と消防庁へ報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は第一報後の報告についても引き続き消防庁へ報告するものとする。

(5)　市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、直ちに分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告するものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお報告に万全を期すため、特に第一報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末（栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照）からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性確保のため様式等によることができない場合は、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1)　様式

ア　火災即報・・・・・・第１号様式

火災を対象とする。（爆発を除く。）

イ　特定の事故即報・・・・・・第２号様式

特定の事故（危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故）を対象とする。

ウ　救急・救助事故等即報・・・・・・第３号様式

救急事故・救助事故・武力攻撃災害・緊急対処事態を対象とする。なお、ア・イの即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う救急事故・救助事故については省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

エ　災害即報・・・・・・第４号様式（その１・その２）

災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2)　画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

(1)　「第２　即報基準」「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か迷う場合は、できる限り広く報告するものとする。

(2)　市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3)　県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4)　市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。

(5)　市町又は消防本部が県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は県に報告するものとする。

(6)　(1)から(5)にかかわらず、地震等により消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を市町又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7)　消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号)」により行うものとする。

(8)　県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表１のとおりとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災即報

(1)　一般基準

火災即報については､次のような人的被害を生じた火災(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(2)　個別基準

次の火災については(1)の一般基準に該当しないものであっても､それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　建物火災

(ｱ)　特定防火対象物で死者の発生した火災

(ｲ)　高層建築物の１１階以上、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(ｳ)　国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

(ｴ)　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

(ｵ)　損害額１億円以上と推定される火災

(ｶ)　公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

イ　林野火災

(ｱ)　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

(ｲ)　空中消火を要請又は実施したもの

(ｳ)　住宅等へ延焼するおそれがある等社会的影響度が高いもの

(ｴ)　火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

ウ　交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

(ｱ)　航空機火災

(ｲ)　社会的影響度が高い船舶火災

(ｳ)　トンネル内車両火災

(ｴ)　列車火災

エ　その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

（例示）施設等で多数の人が避難したもの

2　特定の事故即報

(1)　一般基準

特定の事故即報については、原則として次のような人的被害を生じた事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(2)　個別基準

次の事故については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの

(ｱ)　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(ｲ)　負傷者が５名以上発生したもの

(ｳ)　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(ｴ)　５００キロリットル以上のタンクの火災・爆発又は漏えい事故

(ｵ)　湖沼・河川への危険物流出事故

(ｶ)　高速道路等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

イ　原子力災害等

(ｱ)　放射性物質を輸送する車両において火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ｲ)　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

ウ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発・漏えい及び異臭等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

3　救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　死者５人以上の救急事故

(2)　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3)　要救助者が５人以上の救助事故

(4)　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故

(5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

・不特定又は多数の人が利用する建築物及び施設における設備等で発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品利用による事故で、他の地域でも同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

4　武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について、上記３と同様式を用いて報告すること。

(1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2)　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する危険が迫っていると認められるに至った事態

5　災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　市町が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２市町以上にまたがるもので、１市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

（例示）台風、豪雨、豪雪

(2)　個別基準

ア　地震

地震が発生し、当該市町の区域内で震度４以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ　風水害

(ｱ)　崖崩れ・地すべり・土石流等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ)　河川の溢水・破堤の決壊等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｳ)　台風・豪雨により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｴ)　突風、竜巻等により、人的又は住家被害が生じたもの

ウ　雪害

(ｱ)　雪崩等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ)　道路凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの

エ 火山災害

(ｱ)　噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

(ｲ)　火山の噴火により、人的又は住家被害が生じたもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

第３　直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

１　火災即報

(1)　交通機関の火災

第２の１(2)ウに同じ。

(2)　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

２　特定の事故即報

(1)　危険物等に係る事故

ア　第２の２(2)ア(ｱ)(ｲ)に同じ

イ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ｱ)　湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(ｲ)　５００キロリットル以上のタンクからの危険物の漏えい等

エ　市街地又は高速道路等におけるタンクローリー事故等に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路で発生したタンクローリー火災

(2)　原子力災害等

第２の２(2)イに同じ。

(3)　爆発・異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

３　救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1)　列車・航空機・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2)　バスの転落等による救急・救助事故

(3)　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4)　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数者が集まる場所における救急･救助事故

(5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

４　武力攻撃災害

第２の４(1)(2)に同じ。

５　災害即報

(1)　地震が発生し、当該市町の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2)　第２の５の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号・第２号・第３号・第４号様式の記入要領は次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災即報＞

１　第１号様式（火災）

(1)　火災種別

火災の種別は「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」「その他の火災」とし、欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2)　消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動状況も記入すること。

(3)　救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等を記入すること。(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4)　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(5)　その他参考事項

次の火災の場合は「その他参考事項」欄に各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

(ｱ)　死者が生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。(ｱ)において同じ。）の概要

a　建物等の用途、構造及び環境

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況・予防査察の経過

(ｲ)　火災の状況

a　発見及び通報状況

b　避難状況

イ　建物火災で個別基準の(ｵ)又は(ｶ)に該当する火災

(ｱ)　発見及び通報状況

(ｲ)　延焼拡大の理由

a 消防事情　b 都市構成　c 気象条件　d その他

(ｳ)　焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(ｴ)　り災者の避難保護状況

(ｵ)　市町及び消防本部の応急対策状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

(ｱ)　火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(ｲ)　林野植生

(ｳ)　自衛隊派遣要請、出動状況

(ｴ)　空中消火実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ　交通機関の火災

(ｱ)　車両、船舶、航空機等の概要

(ｲ)　焼損状況、焼損程度

＜特定の事故即報＞

２　第２号様式（特定の事故）

(1)　事故名（表頭）及び事故種別

特定事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2)　事業所名

「事業所名」は「○○㈱○○工場」のように事業所の名称すべてを記入すること。

(3)　覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4)　物質区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中該当する記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和２３年法律第１８６号）で定める危険物の場合は、危険物の類別及び品名も記入すること。

(5)　施設の区分

欄中該当する記号を○で囲むこと。

(6)　施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合は、危険物施設の区分（製造所等の別）も

記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況、市町の応急対策状況を記入すること。また、他消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動状況も記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）自衛隊派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合は「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

＜救急・救助事故等即報＞

3 第３号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等の活動状況も記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）・市町、その他関係機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況
・避難所設置状況
・自衛隊派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4 第４号様式

(1) 第４様式－その１（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状

況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

ア　災害の概況

(ｱ)　発生場所・日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(ｲ)　災害種別概況

a　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b　地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的・住家被害に重点を置くこと。

ウ　応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入するとともに、市町（消防機関含む。）が講じた応急対策も記入すること。

なお、震度６弱以上の地震の場合は、１１９番通報件数の概数も記入すること。

（例示）・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況
・避難所設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
・自衛隊派遣要請、出動状況

(2)　第４様式－その２（被害状況即報）

ア　各被害欄

原則として、報告時点で判明している最新数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数・通話不能回線数・停電戸数・供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

ウ　災害救助法適用市町名

市町ごとに適用日時を記入すること。

エ　備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

(ｱ)　災害発生場所

被害の生じた市町又は地域名

(ｲ)　災害発生日時

被害の生じた日時又は期間

(ｳ)　災害の種類、概況

台風・豪雨・豪雪・洪水・地震等の種別、災害の経過や今後の見通し等

(ｴ)　応急対策の状況

市町（消防機関含む。）が講じた応急対策を記入すること。

なお、震度６弱以上の地震の場合は、１１９番通報件数の概数も記入すること。

（例示）・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況
・避難所設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
・自衛隊派遣要請、出動状況
・災害ボランティア活動状況

附　則

この要領は、平成　２年　５月１５日から施行する。
この要領は、平成　７年　１月１７日から施行する。
この要領は、平成　８年　５月１５日から施行する。
この要領は、平成１２年　２月１５日から施行する。
この要領は、平成１２年１２月　１日から施行する。
この要領は、平成１５年　６月２７日から施行する。
この要領は、平成１５年１０月１５日から施行する。
この要領は、平成１６年　３月　１日から施行する。
この要領は、平成１６年１１月　１日から施行する。
この要領は、平成１８年　３月２０日から施行する。
この要領は、平成１９年　３月３１日から施行する。
この要領は、平成２０年　４月　１日から施行する。
この要領は、平成２０年　５月　１日から施行する。
この要領は、平成２０年　９月　９日から施行する。
この要領は、平成２１年　３月２３日から施行する。
この要領は、平成２２年　３月２９日から施行する。
この要領は、平成２４年　３月３０日から施行する。
この要領は、平成２４年　５月３１日から施行する。

別表１　連絡先

県	終日	県民生活部消防防災課	防災行政ネットワーク	電話	５００－２１３６
				ＦＡＸ	５００－２１４６
			ＮＴＴ回線	電話	０２８－６２３－２１３６
				ＦＡＸ	０２８－６２３－２１４６
消防庁	勤務時間内（平日９時３０分～１８時１５分）	応急対策室	ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７５２７
				ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番－０４８－５００－９０－４９０１３
				ＦＡＸ	発信特番－０４８－５００－９０－４９０３３
	勤務時間外	宿直室	ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７７７７
				ＦＡＸ	０３－５２５３－７５５３
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番－０４８－５００－９０－４９１０２
				ＦＡＸ	発信特番－０４８－５００－９０－４９０３６

第１号様式（火災）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146/		
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
		報告者名	(℡　　)

（　　月　　日　　時　　分現在）

※　爆発を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所		栃木県防災情報マップ	6-　，　- (英字)(数字)
出火日時 (覚知日時)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(　月　日　時　分) 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数　全　焼　棟 半　焼　棟 部分焼　棟 ぼ　や　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
事故名　１　危険物等に係る事故 ２　原子力施設等に係る事故 ３　その他特定の事故 （　月　日　時　分現在）		報告者名	（℡　）

事故種別	１　火災　２　爆発　３　漏えい　４　その他（　）		
発生場所			
事業所名			
発生日時 (覚知日時)	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 (処理完了)	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI 等 7.その他（　）	物　質　名	
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　）		
施設の概要		危険物施設 の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故等）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
		報告者名	（℡　　）

（　　月　　日　　時　　分現在）

事故災害種別	1　救急事故　　2　救助事故　　3　武力攻撃災害　　4　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　　人 不明　　人	負傷者等　　人（　　人） 重　症　　人（　　人） 中等症　　人（　　人） 軽　症　　人（　　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の(　　)書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）〔災害概況即報〕　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 （消防本部名）	
※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	（℡　　）

（　　月　　日　　時　　分現在）

災害の概況	発生場所					発生日時	月　日　時　分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住　家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									

《消防防災課確認事項》

1　死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
2　住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
3　非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
4　住民の避難の状況について確認する。（避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。）
5　道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その２）〔被害状況即報〕

終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	送付先：栃木県県民生活部消防防災課　(NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】

市町名（消防本部名）				区分				被害	区分			被害	備考
報告者名		（TEL　）		その他	田	流出・埋没	ha		公立文教施設		千円		災害発生場所
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）					冠水	ha		農林水産業施設		千円		
					畑	流出・埋没	ha		公共土木施設		千円		災害発生年月日
						冠水	ha		その他の公共施設		千円		災害の種類概況
					文教施設		箇所		小計		千円		
					病院		箇所		公共施設被害市町数		団体		
区分			被害		道路		箇所		その他	農産被害	千円		応急対策の状況
人的被害	死者	人			橋りょう		箇所			林産被害	千円		
	行方不明者	人			河川		箇所			畜産被害	千円		１１９番通報件数
	負傷者 重傷	人			砂防		箇所			水産被害	千円		
	負傷者 軽傷	人			清掃施設		箇所			商工被害	千円		・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
住家被害	全壊	棟			崖くずれ		箇所			その他	千円		
		世帯			鉄道不通		箇所		被害総額		千円		
		人			被害船舶		隻		災害等の設置状況対策本部				・避難の勧告・指示の状況
	半壊	棟			水道		戸						
		世帯			電話		回線						・避難所の設置状況
		人			電気		戸			設置	月　日　時　分		
	一部破損	棟			ガス		戸			解散	月　日　時　分		・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
		世帯			ブロック塀等		箇所		災害救助法適用状況				
		人											・自衛隊の派遣要請、出動状況
	床上浸水	棟											
		世帯											・災害ボランティアの活動状況
		人											
	床下浸水	棟			り災世帯数※2		世帯						その他
		世帯			り災者数※2		人						
		人			火災※3発生	建物	件						
非住家※1	公共建物	棟				危険物	件		消防職員出動延人数		人		
	その他	棟				その他	件		消防団員出動延人数		人		

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。
◎１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。

即報基準一覧

H24 年 5 月

※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること

連絡先

県	（終日⇒消防防災課）	防災行政 NW	500-2136 500-2146（FAX）	消防庁	（勤務時間内⇒応急対策室）	NTT 回線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）
						地域衛星 NW	発信特番-048-500-90－49013 発信特番-048-500-90－49033（FAX）
		NTT 回線	028-623-2136 028-623-2146（FAX）		（勤務時間外⇒宿直室）	NTT 回線	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
						地域衛星 NW	発信特番-048-500-90－49102 発信特番-048-500-90－49036（FAX）

報告すべき火災・災害等を覚知したとき**直ちに第１報を報告**（**判断に迷う場合は報告**）　⇒できるだけ早く、分かる範囲で構わない。
以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告。

即　報

※第１報については報告した旨電話連絡（県から要求した場合を除く）

直接即報基準（囲みの項目）にあてはまる火災・災害等を覚知した時は、県に対してだけではなく、消防庁に対しても直接第１報報告。
（要請があった時は以降も引き続き報告）

第１号様式使用

1　火災発生（おそれ含む）

① 一般基準
- □ 死者 3 人以上発生
- □ 死者及び負傷者の合計 10 人以上発生

② 個別基準

A 建物火災
- □ 特定防火対象物で死者発生

例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等
- □ホテル、病院、映画館、百貨店での火災
- □ 11 階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難
- □ 国指定重要文化財又は特定違反対象物
- □ 建物焼損延べ面積 3,000 ㎡以上（推定）
- □ 損害額 1 億円以上（推定）
- □ 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

B 林野火災
- □ 焼損面積 10ha 以上（推定）
- □ 空中消火要請（栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請）又は実施
- □ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的影響度高
- □ 送電線・配電線が近距離

C 交通機関の火災
- □ 航空機
- □ 社会的影響度が高い船舶
- □ トンネル内の車両
- □ 列車

D その他
- □ 特殊な原因、様態等消防上特に参考となるもの

（例：消火活動を著しく妨げる毒性ｶﾞｽの放出を伴う火災）

③ 社会的影響基準

①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度高（含武力攻撃・緊急対処事態発展可能性有）

第２号様式使用

2　特定の事故発生（おそれ含む）

① 一般基準
- □ 死者 3 人以上発生
- □ 死者及び負傷者の合計 10 人以上発生

② 個別基準

A 危険物等（危険物･高圧ガス･可燃性ガス･毒物･劇物･火薬等）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故
- □ 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生
- □ 負傷者 5 名以上発生
- □ 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生
- □ 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500 ㎡程度以上の区域に影響有
- □ 500kl 以上のタンクの火災、爆発又は漏洩
- □ 湖沼、河川への流出
- □ 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当
  - ▽ 湖沼･河川へ流出し、防除･回収等が必要
  - ▽ 500kl 以上のタンクからの漏洩等
- □ 市街地又は高速道路上等におけるﾀﾝｸﾛｰﾘｰの事故で次に該当
  - ▽ 火災
  - ▽ 漏洩
  - ▽ 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要

B 原子力災害等
- □ 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生
- □ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩

C その他特定の事故
- □ 可燃性ガス等の爆発、漏洩、異臭等社会的影響度高

③ 社会的影響基準

①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高（不特定対数者出入建物での爆発異臭等）

第３号様式使用

3　救急・救助事故発生（おそれ含む）
- □ 死者 5 人以上の救急事故
- □ 死者及び負傷者の合計 15 人以上の救急事故
- □ 要救助者 5 人以上の救助事故
- □ 覚知から救助完了までの所用時間 5 時間以上の救助事故
- □ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

例 ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急･救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

- □ 死者及び負傷者の合計 15 人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの
  - ▽ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
  - ▽ バスの転落等による救急・救助事故
  - ▽ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
  - ▽ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急･救助事故
  - ▽ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
- □ 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害
- □ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又はそれが発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態

第４号様式使用

4　災害発生（おそれ含む）

① 一般基準
- □ 災害救助法の適用基準に合致
- □ 市町村が災害対策本部設置
- □ ２市町村以上にまたがるもので１の市町村における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生

（例：台風・豪雨・豪雪）

② 個別基準

A 地震
- □ 当該市町村の区域内で震度 4 以上（震度 5 強以上）を記録した地震（被害の有無を問わず）

B 風水害
- □ 崖崩れ、地すべり、土石流等による※人的・住家被害
- □ 河川の溢水、堤防の決壊等による※人的・住家被害
- □ 台風・豪雨による※人的・住家被害
- □ 突風、竜巻等による※人的・住家被害
- □死者又は行方不明者の発生

C 雪害
- □ 雪崩等による※人的・住家被害
- □ 道路の凍結又は雪崩等による孤立集落発生

D 火山災害
- □ 噴火警報（火口周辺）発表後、入山規制又は通行規制等実施
- □ 火山の噴火による※人的・住家被害
- □死者又は行方不明者の発生

③ 社会的影響基準

①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

※人的被害＝死者、負傷者、行方不明　　住家被害＝全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等

資料３－６ 防災行政無線体系図

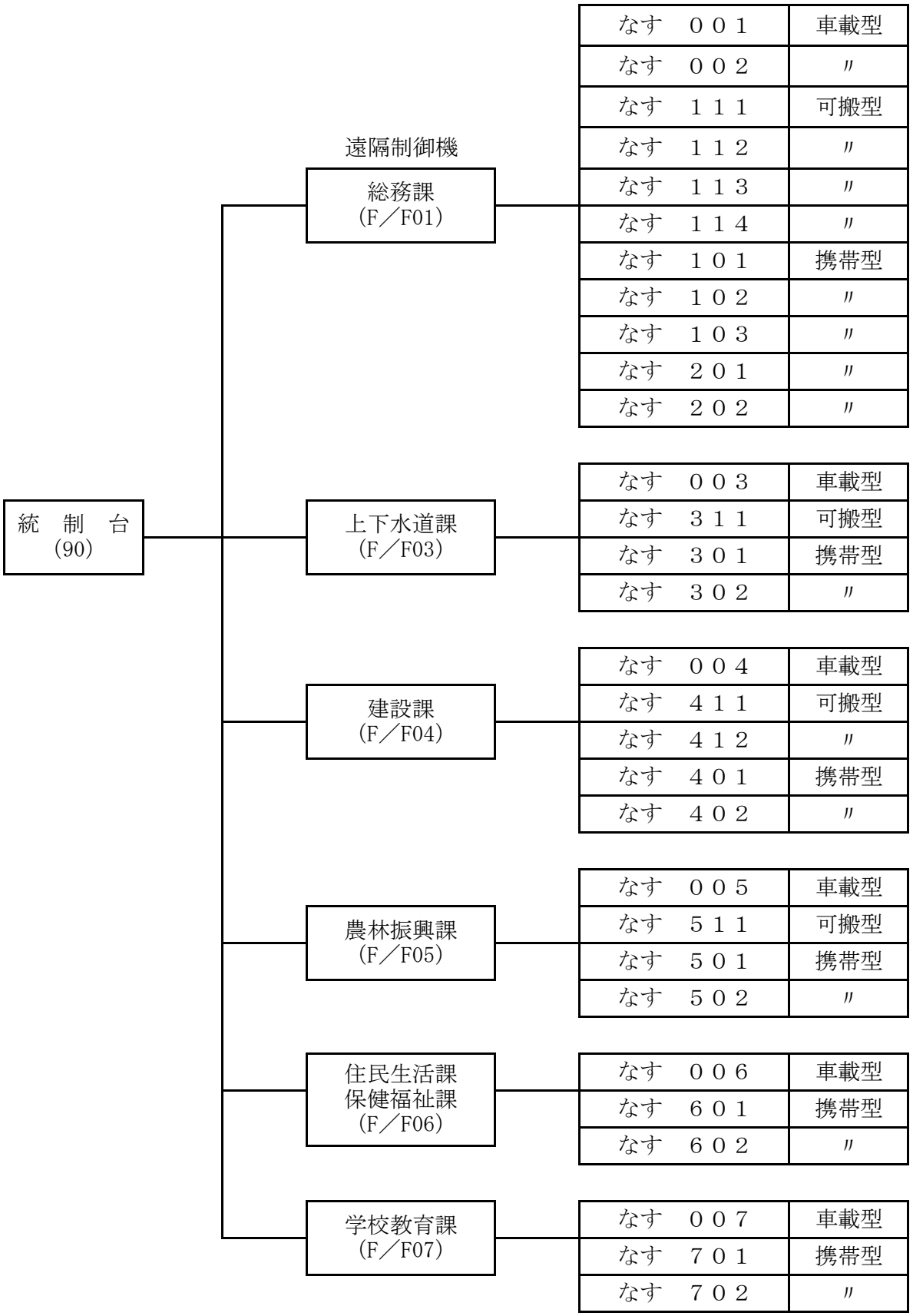

資料３－７　那須岳火山防災情報系統図

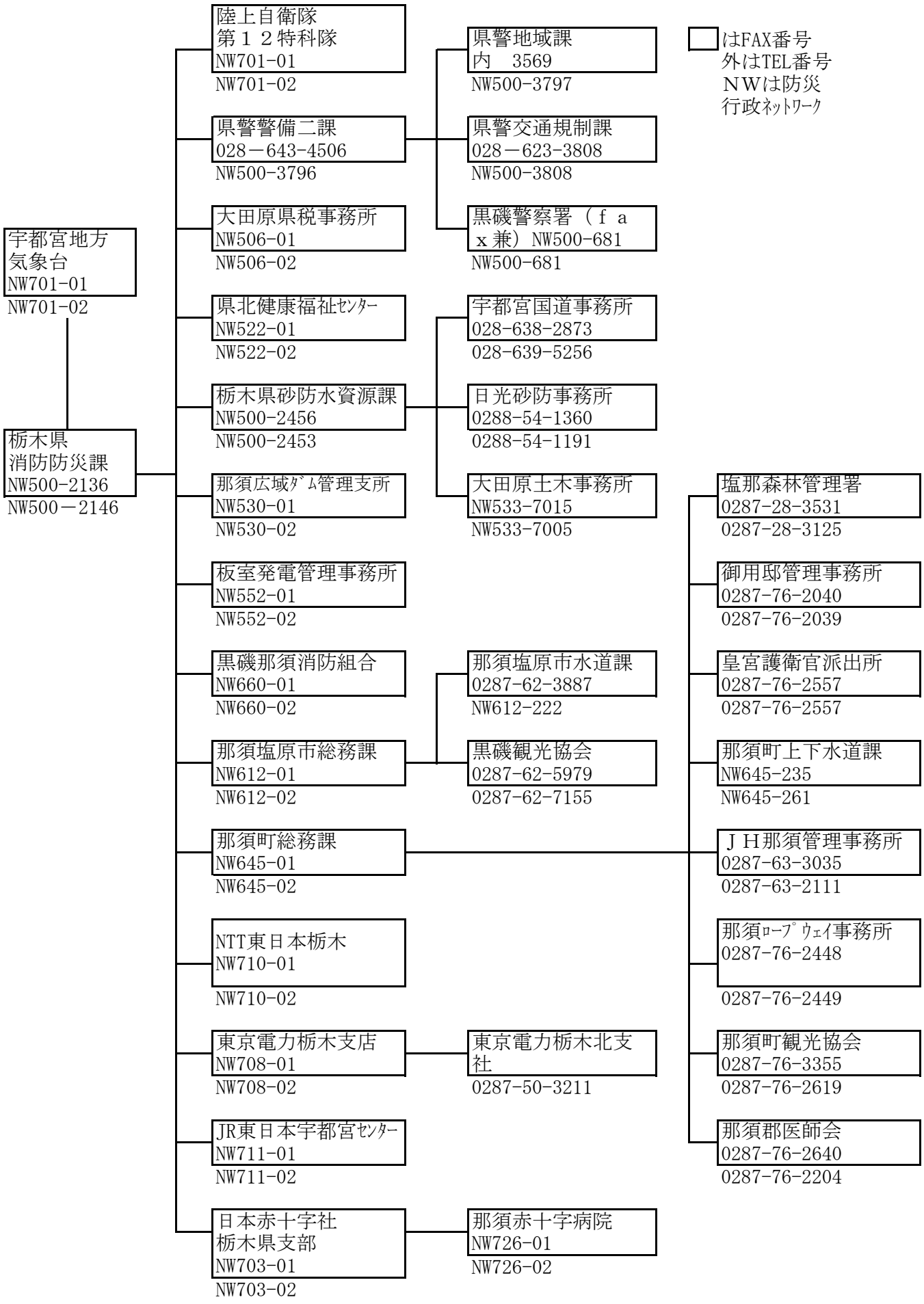

資料３－８　避難勧告等の判断・伝達マニュアル（平成２４年１１月）

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

水害編
１．対象とする河川
２．避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）
３．避難勧告等の伝達内容等

土砂災害編
１．対象とする区域
２．避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）
３．避難勧告等の伝達内容等水害編

水害編

１．対象とする河川

避難勧告等の対象となる河川は下表１のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
・不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

表１

河川名	基準観測所	備考
余笹川	中余笹橋	県管理
那珂川	晩翠橋	県管理

浸水がすでに始まっている場合は、次の事項に留意する。

・浸水深が 50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能であること。
・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上 10cm 程度でも危険であること。

２．避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表２のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の

地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表２

■余笹川

基準観測所	余笹川　中余笹橋観測所
避難準備(要援護者避難)情報	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（1.8m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はん濫注意情報が発表されたとき
避難勧告	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.8m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（2.3m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はん濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.8m）に達した場合 ・はん濫危険情報が発表されたとき

■那珂川

基準観測所	那珂川　晩翠橋観測所
避難準備(要援護者避難)情報	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.8m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はん濫注意情報が発表されたとき
避難勧告	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.5m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（5.0m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はん濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.5m）に達した場合 ・はん濫危険情報が発表されたとき

３．避難勧告等の伝達内容等

１）避難勧告等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

＜避難準備情報の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、那須町役場（総務課）です。○時○分に○○地区に対して、○○（避難すべき事由）のため避難準備情報を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに○○公民館（各避難所）へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。」

＜避難勧告の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、那須町役場（総務課）です。○時○分に○○地区に対して、○○（避難すべき事由）のため、避難勧告を出しました。直ちに○○公民館（各避難所）へ避難してください。なお、浸水により、○○道は通行できません。」

＜避難指示の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、那須町役場（総務課）です。○時○分に○○地区に対して、○○（避難すべ

き事由）のため、避難指示を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、直ちに○○公民館（各避難所）への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、○○道は通行できません。」

2）避難勧告等の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

伝達先

・住民等（住民、自治会長、民生委員、自主防災組織代表者等）
・災害時要援護者・福祉関係機関等（要援護者の事前登録者、町社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等）
・防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

伝達手段

・広報車、消防車、ホームページ、電話等

土砂災害編

１．対象とする区域

1）避難勧告等の対象となる区域は別表１のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
・土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図を参考に、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
・自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

2）避難の際には、次の事項に留意する。

・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避けること。
・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

２．避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

1）避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表３のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互に情報交換すること。
・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等

で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表３

対象地区	・避難すべき区域の全部
避難準備情報 (要援護者避難)	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合
避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ・近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合
避難指示	・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合

３．避難勧告等の伝達内容等

水害編の３を参照のこと。

別表1:土砂災害危険箇所一覧表

土石流

危険箇所番号	水系名	河川名	渓流名	町・村	字	警戒区域	特別警戒区域	備　考
7501	那珂川	那珂川	高雄股川	那須町	高久乙　柳沢	－	－	
7502	那珂川	湯川	高雄沢	那須町	湯本　元湯町	○	○	
7503	那珂川	苦戸川	苦戸川	那須町	高久丙	○	○	
7504	那珂川	白戸川	大丸沢	那須町	高久丙	○	○	
7505	那珂川	余笹川	余笹川	那須町	湯本　北温泉	○	○	
7506	那珂川	余笹川	余笹二号沢	那須町	大島	○	○	
7507	那珂川	奈良川	山中沢	那須町	芦野　山中	○	○	
7508	那珂川	奈良川	寄居沢	那須町	寄居　寄居本郷	○	○	
J7503	那珂川	奈良川	寄居二号沢	那須町	横岡　寄居本郷	○	○	
7509	那珂川	奈良川	板屋沢	那須町	横岡　板屋	○	○	
7510	那珂川	奈良川	揚源寺沢	那須町	芦野　芦野	○	○	
7511	那珂川	三蔵川	木下沢	那須町	蓑沢　蓑沢	○	○	
7512	那珂川	三蔵川	蓑沢一号沢	那須町	蓑沢　蓑沢	○	－	
7513	那珂川	三蔵川	下門沢	那須町	蓑沢　蓑沢	○	○	
7514	那珂川	三蔵川	蓑沢二号沢	那須町	蓑沢　蓑沢	○	－	
7515	那珂川	三蔵川	追分二号沢	那須町	大畑　追分	○	○	
7516	那珂川	三蔵川	追分一号沢	那須町	大畑　追分	○	○	
7517	那珂川	三蔵川	上大畑沢	那須町	大畑　大畑	○	○	
7518	那珂川	三蔵川	小倉沢	那須町	大畑　大畑	○	○	
7519	那珂川	大和須川	下駄小屋沢	那須町	大和須　棚橋	○	○	
J7501	那珂川	苦戸川	苦戸二号沢	那須町	高久丙	○	○	
J7502	那珂川	奈良川	中重沢	那須町	横岡字中重	○	○	
J7502-1	那珂川	奈良川	大沢	那須町	寄居字山中	○	○	
J7502-3	那珂川	奈良川	豆沢A	那須町	寄居字豆沢	○	○	
J7502-4	那珂川	奈良川	豆沢	那須町	寄居字豆沢	○	－	
J7502-7	那珂川	奈良川	本郷沢	那須町	寄居字本郷	○	○	
J7504	那珂川	奈良川	寄居三号沢	那須町	横岡字寄居本郷	○	○	
J7505	那珂川	奈良川	沢口沢	那須町	寄居字沢口	○	○	
J7505-1	那珂川	奈良川	枝木沢A	那須町	横岡字板屋	○	○	
J7506	那珂川	奈良川	芦野中沢	那須町	芦野字唐木田	○	○	
J7507	那珂川	奈良川	下芦野沢	那須町	芦野字下芦町	○	○	
J7507-1	那珂川	三蔵川	上郷沢	那須町	沼の原	○	○	
J7507-2	那珂川	三蔵川	下平沢A	那須町	梓字下平	○	○	
J7508	那珂川	三蔵川	中梓二号沢	那須町	梓字中梓	○	－	
J7508-1	那珂川	三蔵川	大ヶ谷沢A	那須町	梓字木下	○	○	
J7509	那珂川	木下川	大ケ谷沢	那須町	芦沢字大ケ谷	○	○	
J7509-1	那珂川	三蔵川	大ヶ谷沢B	那須町	梓字木下	○	○	
J7509-2	那珂川	三蔵川	大ヶ谷沢C	那須町	梓字木下	○	○	
J7510	那珂川	三蔵川	下大畑沢	那須町	大畑字大畑	○	○	
J7510-1	那珂川	三蔵川	打尾木沢A	那須町	大畑字打尾木	○	○	
J7510-2	那珂川	三蔵川	打尾木沢A	那須町	大畑字打尾木	○	○	
J7510-3	那珂川	三蔵川	荒金沢A	那須町	大畑字荒金沢	○	○	
J7511	那珂川	荒金沢川	荒金沢沢	那須町	大畑字荒金沢	○	○	
J7511-1	那珂川	三蔵川	舟城沢	那須町	大畑字打尾木	○	○	
J7511-2	那珂川	三蔵川	蓑沢A	那須町	簔沢字簔沢	○	○	
J7512	那珂川	梓川	山崎二号沢	那須町	梓字山崎	○	○	
J7513	那珂川	梓川	山崎三号沢	那須町	梓字山崎	○	－	
J7514	那珂川	梓川	北何沢	那須町	梓字山崎	○	○	
J7514-2	那珂川	梓川	山崎沢	那須町	梓字山崎	○	○	
J7515	那珂川	梓川	二号ドロブ沢	那須町	梓字山崎	○	○	
J7515-1	那珂川	梓川	ドロブ沢	那須町	梓字山崎	○	○	
J7516	那珂川	大和須川	大和須沢	那須町	大和須字棚橋	○	－	
J7517	那珂川	大和須川	棚橋一号沢	那須町	大和字棚橋	○	○	
J7519	那珂川	大和須川	下駄小屋三号沢	那須町	大和須字棚橋	○	○	
J7520	那珂川	大和須川	下駄小屋一号沢	那須町	大和須字棚橋	○	－	
J7521	那珂川	大和須川	下駄小屋四号沢	那須町	大和須字棚橋	○	○	
J7522	那珂川	大和須川	川中子沢	那須町	大和須字棚橋	○	○	
07501	那珂川	那珂川	六斗地沢	那須町	六斗地	○	－	
07503	那珂川	黒川	追田原沢B	那須町	豊原甲字追田原	○	○	
07502	那珂川	黒川	追田原沢A	那須町	豊原甲字追田原	○	－	
J7502-5	那珂川	奈良川	豆沢B	那須町	寄居字豆沢	○	○	
J7502-6	那珂川	奈良川	豆沢C	那須町	寄居字豆沢	○	○	
J7504-1	那珂川	奈良川	本郷沢A	那須町	寄居字寄居本郷	○	○	
J7514-1	那珂川	梓川	梓川A	那須町	梓字山崎	○	○	
J7514-3	那珂川	梓川	梓川B	那須町	梓字山崎	○	○	
J7515-2	那珂川	梓川	梓川C	那須町	梓字山崎	○	○	
J7515-3	那珂川	梓川	梓川D	那須町	梓字山崎	○	○	
J7518	那珂川	大和須川	棚橋二号沢	那須町	大和字棚橋	○	○	

別表1：土砂災害危険箇所一覧表

急傾斜

危険箇所番号	箇所名	町・村	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	備　考
407-I-001	大丸温泉	那須町	湯本	大丸	○	○	
407-Ⅰ-002	弁天温泉	那須町	湯本	八幡崎	○	○	
407-Ⅰ-003	北温泉	那須町	湯本	北湯	○	○	
407-Ⅰ-004	駐車場	那須町	湯本	本町	○	○	
407-Ⅰ-005	石雲荘脇	那須町	湯本	本町	○	○	
407-Ⅰ-006	元湯	那須町	湯本	元湯	○	○	
407-Ⅰ-007	グランド下	那須町	湯本	大町	○	○	
407-Ⅰ-008	湯川屋下	那須町	湯本	大町	○	○	
407-Ⅰ-009	川向町	那須町	湯本	川向町	○	○	
407-Ⅰ-010	旭町	那須町	湯本	旭町	○	○	
407-Ⅰ-011	観光ホテル前	那須町	湯本	仲町	○	○	
407-Ⅰ-012	芦野	那須町	芦野	中町	○	○	
407-Ⅰ-013	東岩崎	那須町	伊王野	東岩崎	○	○	
407-Ⅰ-014	七曲	那須町	豊原乙	七曲	○	○	
407-Ⅰ-015	中重	那須町	豊原甲	成沢	○	○	
407-Ⅰ-016	旗鉾	那須町	豊原甲	旗鉾	○	○	
407-Ⅰ-017	峯岸	那須町	横岡	峰岸	○	○	
407-Ⅰ-018	内尾木	那須町	美の沢	内尾木	○	○	
407-Ⅰ-019	寺前	那須町	伊王野	沼野原	○	○	
407-Ⅰ-020	追分	那須町	大畑	追分	○	○	
407-Ⅰ-021	正福寺	那須町	伊王野	河原町	○	○	
407-Ⅰ-022	成沢	那須町	豊原甲	成沢	○	○	
407-Ⅰ-023	下平	那須町	梓	下平	○	○	
407-Ⅰ-024	堀の内	那須町	大和須	堀の内	○	○	
407-Ⅰ-025	蓑沢	那須町	蓑沢	蓑沢	○	○	
407-Ⅰ-026	高雄A	那須町	湯本	高雄	○	○	
407-Ⅰ-027	西町A	那須町	湯本	西町	○	○	
407-Ⅰ-028	遅山町E	那須町	高久乙	遅山町	○	○	
407-Ⅰ-029	遅山町F	那須町	高久乙	遅山町	○	○	
407-Ⅰ-030	遅山町G	那須町	高久乙	遅山町	○	○	
407-Ⅰ-031	遅山町I	那須町	高久乙	遅山町	○	○	
407-Ⅰ-032	松子A	那須町	高久甲	松子	○	○	
407-Ⅰ-033	松子B	那須町	高久甲	松子	○	○	
407-Ⅰ-034	北沢A	那須町	高久丙	北沢	○	○	
407-Ⅰ-035	水原A	那須町	豊原甲	水原	○	○	
407-Ⅰ-036	蓑沢B	那須町	蓑沢	蓑沢	○	○	
407-Ⅰ-037	新道A	那須町	芦野	新道	○	○	
407-Ⅰ-038	峯岸A	那須町	横岡	峯岸	○	○	
407-Ⅱ-001	室ノ井	那須町	高久乙		○	○	
407-Ⅱ-002	棚橋	那須町	大和須		○	○	
407-Ⅱ-003	三蔵川橋南	那須町	伊王野	伊王野	○	○	
407-Ⅱ-004	沼野原	那須町	伊王野	沼野原	○	○	
407-Ⅱ-005	下平2	那須町	梓	下平	○	○	
407-Ⅱ-006	高雄A	那須町	湯本	高雄	○	○	
407-Ⅱ-007	西町B	那須町	湯本	西町	－	－	
407-Ⅱ-008	遅山町A	那須町	高久乙	遅山町	○	○	
407-Ⅱ-009	遅山町B	那須町	高久乙	遅山町	○	○	
407-Ⅱ-010	遅山町C	那須町	高久乙	遅山町	○	○	
407-Ⅱ-011	遅山町D	那須町	高久乙	遅山町	○	○	
407-Ⅱ-012	遅山町H	那須町	高久乙	遅山町	○	○	
407-Ⅱ-013	薫中A	那須町	高久乙	薫中	○	○	
407-Ⅱ-014	田代A	那須町	高久乙	田代	○	○	
407-Ⅱ-015	芦ノ又A	那須町	高久甲	芦ノ又	○	○	
407-Ⅱ-016	西原A	那須町	高久丙	西原	○	○	
407-Ⅱ-017	大日向A	那須町	高久丙	大日向	○	○	
407-Ⅱ-018	綱子A	那須町	豊原乙	綱子	○	○	
407-Ⅱ-019	七曲A	那須町	豊原乙	七曲	－	－	
407-Ⅱ-020	旗鉾A	那須町	豊原甲	旗鉾	○	○	
407-Ⅱ-021	山中大久保A	那須町	寄居	山中大久保	○	○	
407-Ⅱ-022	寄居本郷A	那須町	寄居	寄居本郷	○	○	
407-Ⅱ-023	豆沢A	那須町	寄居	豆沢	○	○	
407-Ⅱ-024	豆沢B	那須町	寄居	豆沢	○	○	
407-Ⅱ-025	豆沢C	那須町	寄居	豆沢	○	○	
407-Ⅱ-026	沢口A	那須町	寄居	沢口	○	○	
407-Ⅱ-027	追分A	那須町	大畑	追分	○	○	
407-Ⅱ-028	荒金沢A	那須町	大畑	荒金沢	○	○	
407-Ⅱ-029	荒金沢B	那須町	大畑	荒金沢	○	○	
407-Ⅱ-030	沓石A	那須町	大畑	沓石	○	○	
407-Ⅱ-031	沓石B	那須町	大畑	沓石	○	○	
407-Ⅱ-032	大ヶ谷A	那須町	蓑沢	大ヶ谷	○	○	
407-Ⅱ-033	大ヶ谷B	那須町	蓑沢	大ヶ谷	○	○	
407-Ⅱ-034	蓑沢C	那須町	蓑沢	蓑沢	○	○	
407-Ⅱ-035	蓑沢D	那須町	蓑沢	蓑沢	○	○	
407-Ⅱ-036	蓑沢E	那須町	蓑沢	蓑沢	○	○	
407-Ⅱ-037	下平A	那須町	梓	下平	○	○	
407-Ⅱ-038	下平B	那須町	梓	下平	○	○	
407-Ⅱ-039	中梓A	那須町	梓	中梓	○	○	
407-Ⅱ-040	山崎A	那須町	梓	山崎	○	○	
407-Ⅱ-041	山崎B	那須町	梓	山崎	○	○	
407-Ⅱ-042	山崎C	那須町	梓	山崎	○	○	

別表1:土砂災害危険箇所一覧表

急傾斜

危険箇所番号	箇所名	町・村	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	備　考
407-Ⅱ-043	山崎D	那須町	梓	山崎	○	○	
407-Ⅱ-044	山崎E	那須町	梓	山崎	○	○	
407-Ⅱ-045	棚橋A	那須町	大和須	棚橋	○	○	
407-Ⅱ-046	棚橋B	那須町	大和須	棚橋	○	○	
407-Ⅱ-047	棚橋C	那須町	大和須	棚橋	○	○	
407-Ⅱ-048	棚橋D	那須町	大和須	棚橋	○	○	
407-Ⅱ-049	棚橋E	那須町	大和須	棚橋	○	○	
407-Ⅱ-050	棚橋F	那須町	大和須	棚橋	○	○	
407-Ⅱ-051	棚橋G	那須町	大和須	棚橋	○	○	
407-Ⅱ-052	棚橋H	那須町	大和須	棚橋	○	○	
407-Ⅱ-053	夫婦石A	那須町	芦野	夫婦石	○	○	
407-Ⅱ-054	夫婦石A	那須町	芦野	夫婦石	○	○	
407-Ⅱ-055	沼野井A	那須町	沼野井		○	○	
407-Ⅱ-056	梁瀬A	那須町	梁瀬	梁瀬	○	○	
407-Ⅱ-057	矢組A	那須町	稲沢	矢組	○	○	
407-Ⅱ-058	長源寺A	那須町	伊王野	伊王野	○	○	
407-Ⅱ-059	上郷A	那須町	伊王野	上郷	○	○	
407-Ⅲ-001	旭温泉A	那須町	湯本	旭温泉	○	○	
407-Ⅲ-002	遅山町a	那須町	高久乙	遅山町	○	○	
407-Ⅲ-003	遅山町b	那須町	高久乙	遅山町	○	○	
407-Ⅲ-004	遅山町c	那須町	高久乙	遅山町	－	－	
407-Ⅲ-005	豆沢a	那須町	寄居	豆沢	○	○	
407-Ⅲ-006	豆沢b	那須町	寄居	豆沢	○	○	
407-Ⅲ-007	蓑沢a	那須町	蓑沢	蓑沢	○	○	
407-Ⅲ-008	下平a	那須町	梓	下平	○	○	
407-Ⅲ-009	下平b	那須町	梓	下平	○	○	
407-Ⅲ-010	中梓a	那須町	梓	中梓	○	○	
407-Ⅲ-011	山崎a	那須町	梓	山崎	○	○	
407-Ⅲ-012	棚橋a	那須町	大和須	棚橋	○	○	
407-Ⅲ-013	棚橋b	那須町	大和須	棚橋	○	○	
407-Ⅲ-014	根柄a	那須町	沼野井	根柄	○	○	

別表1：土砂災害危険箇所一覧表

地すべり

危険箇所番号	箇所名	水系名	河川名	渓流名	郡･市	町･村	大字	警戒区域	特別警戒区域	備考
407.01	地蔵沢	那珂川	白戸川	地蔵沢	那須郡	那須町	西原	○	－	
407.02	飯盛山	那珂川	余笹川	明ﾊﾝ沢　毘沙門沢	那須郡	那須町	湯本	○	－	
407.03	鬼面山	那珂川	余笹川	明ﾊﾝ沢　毘沙門沢	那須郡	那須町	湯本	○	－	
407.04	沢口	那珂川	奈良川	沢口川	那須郡	那須町	寄居	○	－	
407.05	豆沢	那珂川	奈良川	新川	那須郡	那須町	寄居	○	－	

資料４－１　那須町災害弔慰金の支給等に関する条例

（昭和 50 年 3 月 12 日条例第 6 号）

改正　昭和 52 年 3 月 22 日条例第 10 号　昭和 53 年 6 月 20 日条例第 20 号
昭和 57 年 12 月 23 日条例第 26 号　平成 10 年 10 月 12 日条例第 36 号
平成 23 年 6 月 20 日条例第 14 号　平成 23 年 12 月 14 日条例第 24 号

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　町民は、災害により被害を受けた当時那須町に住所を有した者をいう。

第 2 章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条　町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母

(3)　死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母がいずれも存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る。）があるときは、その者

2　前項の場合において、同順位の父母については、義父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず第 1 項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4　前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

(3)　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第8条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条　町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1ヵ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　150 万円
イ　住居が半壊した場合　170 万円
ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250 万円
エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350 万円
(3)　第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2　災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率)

第 14 条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条　災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2　償還方法は、元利均等償還とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章　補則

(委任)

第 16 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

第 1 条　この条例は、公布の日から施行する。

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

第 2 条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第 2 項及び第 14 条の適用については、第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、第 14 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント(保証人を立てる場合にあっては、無利子)」とする。

2　前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令第 14 条第 7 項の規定によるものとする。

附　則(昭和 52 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 53 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 57 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成10年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附　則（平成23年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那須町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附　則（平成23年条例第24号）

この条例は、平成23年3月11日から施行する。

資料４－２　那須町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

（昭和 50 年 3 月 20 日規則第 2 号）

改正　昭和 57 年 12 月 23 日規則第 25 号　平成 23 年 6 月 20 日規則第 27 号

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この規則は、那須町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 50 年条例第 6 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章　災害弔慰金の支給

（支給手続）

第 2 条　町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日

(2)　死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条　町長は、那須町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　町長は、町民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条　町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別及び生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条　町長は、那須町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第 6 条　災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第 2 号)を町長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付を受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

2　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　その他町長が必要と認めた事項

3　借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3ヶ月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2　町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条　町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2　町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3　町長は支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3　町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第 13 号)を町長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4　町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条　町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条　借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届けるものとする。

第 5 章　補則

第 18 条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 3 項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日」とあるのは「平成 30 年 3 月 31 日」とする。

3　前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第 9 条の適用については、「保証人の連署した借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書」とする。

附　則(昭和 57 年規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(平成 23 年規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那須町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

資料 4－3　那須町被災者義援金配分委員会設置要綱

（平成 23 年 6 月 1 日告示第 86 号）

（設置）

第 1 条　那須町における災害に係る義援金の公平かつ効果的な配分を行うため、那須町被災者義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所管事務）

第 2 条　委員会の事務は、次のとおりとする。

(1)　配分対象者に関すること。

(2)　配分基準に関すること。

(3)　配分時期に関すること。

(4)　配分方法に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)　那須町自治会連合会代表

(2)　那須町民生委員児童委員協議会代表

(3)　社会福祉法人那須町社会福祉協議会代表

(4)　副町長

(5)　総務課長

(6)　企画財政課長

(7)　前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2　前項に掲げる者が、義援金被配分者となることが予想される場合は、委員から除外できるものとする。ただし、町長が当該委員の被災状況を勘案し適当と認める場合は、この限りでない。

（委員長及び副委員長）

第 4 条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は、副町長をもって充てる。

3　副委員長は、総務課長をもって充てる。

4　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第 5 条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2　委員長は、会議で協議した事項について、遅滞なく町長に報告するものとする。

（庶務）

第 6 条　委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（補則）

第 7 条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から適用する。